

睦沢町障害者計画

(平成30年度～平成35年度)

第5期障害福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

第1期障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

睦 沢 町

は じ め に

わが国においては、「障害者自立支援法」に代わり「障害者総合支援法」の施行をはじめ、「障害者権利条約」の批准、「改正精神保健福祉法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法一部改正」、「改正発達障害者支援法」の施行、「改正総合支援法・改正児童福祉法」の公布など、各種の障害者福祉に関する国内法が整備されてきました。



一方、本町におきましては、平成 27 年 3 月に「睦沢町障害者計画・第 4 期障害福祉計画」を策定し、障害のある人もない人もともに暮らす社会（ノーマライゼーション）の実現に向けて、障害者（児）施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

そして、この度、障害児福祉計画を加えた新たな計画としまして、「睦沢町障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定いたしました。本計画においては、「すべての町民が 共に支えあう まちづくり」を基本理念として、これまで取り組んできた施策の成果を着実に受け継いでいくとともに、啓発・広報活動とボランティア活動の推進、保健・医療・療育の充実、地域生活支援の充実、雇用・就業の促進、社会参加の促進といった基本目標のもと、障害者（児）施策の基本的な方向を定めたものです。

今後は、この計画に基づき、様々な施策について、国、県はもとより、当事者団体や事業所、住民の皆様と連携を図りながら、施策の一層の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご要望をいただいた「長生郡市総合支援協議会」、「睦沢町障害者計画推進協議会」の委員や住民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

睦沢町長 市 原 武

目 次

[総 論]

第 1 章 計画の策定にあたって.....	1
第 1 節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第 2 節 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
第 3 節 計画の期間.....	4
第 4 節 計画策定の体制.....	4
第 2 章 睦沢町における障害者（児）の現状等.....	5
第 1 節 総人口の推移.....	5
第 2 節 障害者（児）の現状.....	6
第 3 節 障害福祉サービス等の取組状況.....	13
第 4 節 障害者等の推計.....	20
第 3 章 障害者（児）に関する国の動向等.....	22
第 1 節 障害者（児）支援に関する国の動向一覧.....	22
第 2 節 第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画策定に係る基本指針の見直しポイント ...	24
第 3 節 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標に関する事項.....	25
第 4 節 障害児支援の強化を図る「障害児福祉計画」づくり.....	26
第 5 節 計画策定の基本的視点.....	26
第 4 章 障害者計画の基本的な考え方.....	28
第 1 節 施策の基本的方向.....	28
第 2 節 基本原則.....	28
第 5 章 計画の基本理念と基本目標.....	32
第 1 節 計画の基本理念.....	32
第 2 節 計画の基本目標.....	33
第 3 節 施策の体系.....	35

[各 論]

第 1 章 障害者計画の分野別施策.....	39
第 1 節 啓発・広報活動とボランティア活動の推進.....	39
第 2 節 保健・医療・療育の充実.....	41
第 3 節 地域生活支援の充実.....	43
第 4 節 雇用・就業の促進.....	45

第5節 社会参加の促進.....	46
第2章 第5期障害福祉計画.....	49
第1節 障害者総合支援法に基づくサービス内容.....	49
第2節 第5期障害福祉計画の基本方針.....	51
第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量.....	53
第4節 地域生活支援事業の利用状況と見込量.....	61
第5節 成果目標.....	72
第3章 第1期障害児福祉計画.....	74
第1節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針.....	74
第2節 障害児支援サービスの利用状況と見込量.....	78
第3節 成果目標.....	80
第4章 計画の推進にあたって.....	82
[資 料]	
用語解説.....	83

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の障害者施策は、昭和56年の「国際障害者年」とこれに続く「国連・障害者の十年」を契機として、平成5年には「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を、平成15年度に「障害者基本計画」を、平成25年度に「新障害者基本計画」を策定しており、平成29年度において「障害者基本計画（第4次）」の見直し策定を進めているところです。

一方、平成15年度から国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として施行された「支援費制度」の導入、さらには平成18年4月から支援費制度による障害者サービスの急激な利用増加への対応として、「障害者自立支援法」が施行され、抜本的な改革がなされたとともに、各自治体に、障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策を内容とした「障害福祉計画」の策定が定められました。

平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「障害者権利条約」が平成26年1月に批准されたほか、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」等が施行されています。

平成27年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行、平成28年には「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」及び「改正発達障害者支援法」の施行に加えて、「改正総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施にさらに取り組んでいくことになりました。

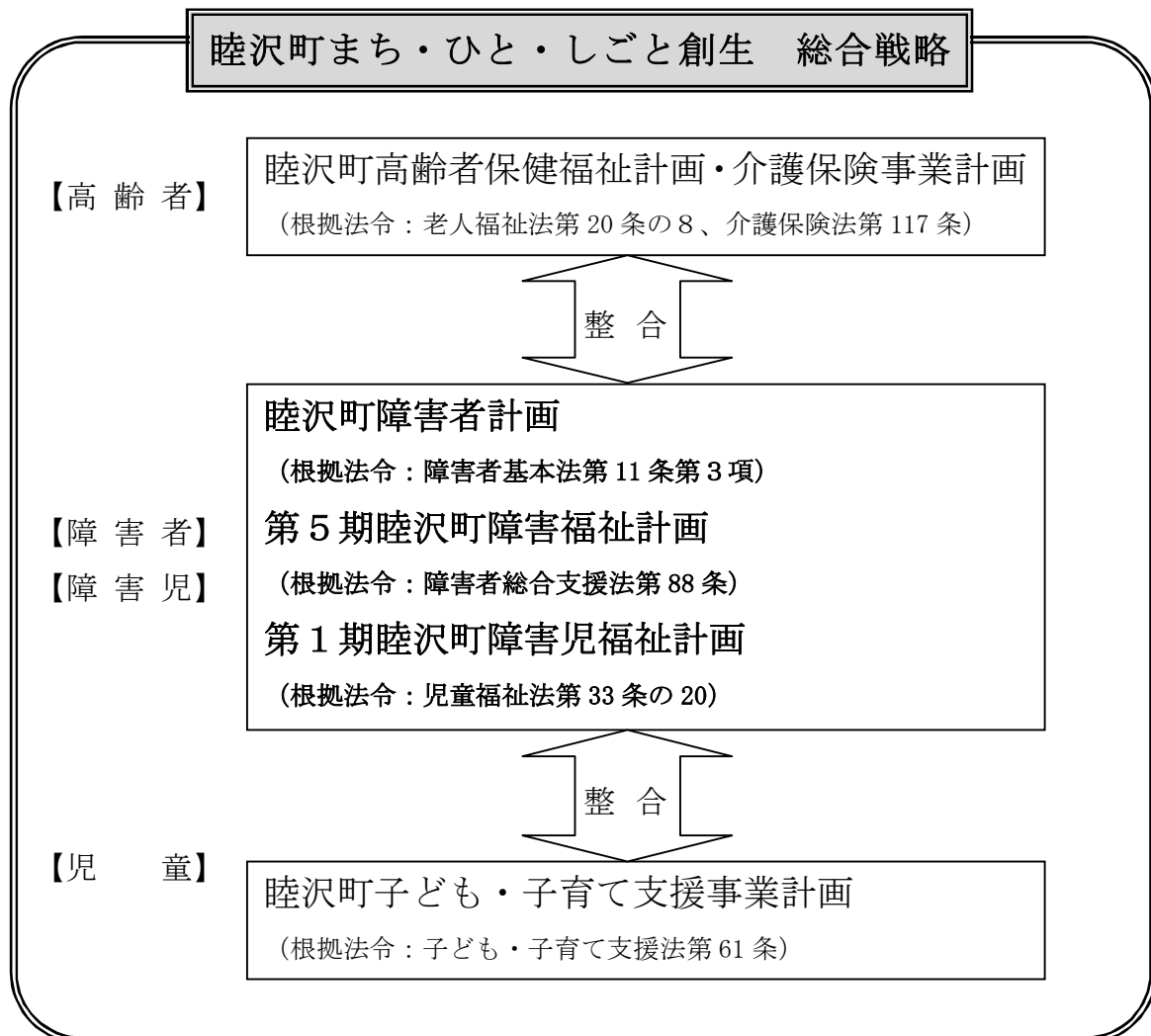
このように障害者（児）を取り巻く状況が大きく変化している中、睦沢町においても、障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「障害者計画（平成30年度～平成35年度）」「障害福祉計画（第5期（平成30年度～平成32年度））」としての改訂に加え、「障害児福祉計画（第1期（平成30年度～平成32年度））」を新たに策定することとなりました。福祉関係団体・有識者などからなる「長生郡市総合支援協議会」や「睦沢町障害者計画推進協議会」、障害者団体、一般町民の方々などからのご意見とご提言を踏まえて、国の定める「基本指針」等に即して策定するものです。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

1. 障害者計画と障害福祉計画の性格、位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中期計画としての「障害者基本計画（障害者計画）」、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、3年を1期とし障害福祉サービス等の確保に関する計画となる「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障害児福祉計画」の各計画の総合的な推進が図られるように、障害者（児）福祉に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本計画は、平成29年度に見直しが進められている国の「障害者基本計画（第4次）」や、県の「第六次千葉県障害者計画」・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づくとともに、「睦沢町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を上位計画とし、「睦沢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「睦沢町障害者計画」・「第5期睦沢町障害福祉計画」・「第1期睦沢町障害児福祉計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定するもので、本町の障害者施策を進めるための基本方針を示すものです。



2. 「障害者」の定義

この計画において障害者の定義は、原則として下記各法制度によるものです。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち、18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

○知的障害者福祉法 ※定義についての条項はない。

（知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。（平成12年6月・厚生省「知的障害児（者）基礎調査」における定義））

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○児童福祉法

第4条第2項 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第3節 計画の期間

障害者計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6か年とします。また、第5期障害福祉計画の期間は、国の指針により、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。さらに、第1期障害児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

なお、障害者計画は、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名 \ 年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障害者計画	[必要に応じて見直し]					
第5期障害福祉計画						
第1期障害児福祉計画						

第4節 計画策定の体制

計画策定にあたり、障害福祉サービス利用者から聞き取りを行い、福祉団体関係者等を委員とする「長生郡市総合支援協議会」や「睦沢町障害者計画推進協議会」に、これまでの事業の取組や実績状況、課題等に対して意見交換をして計画策定の検討を行いました。

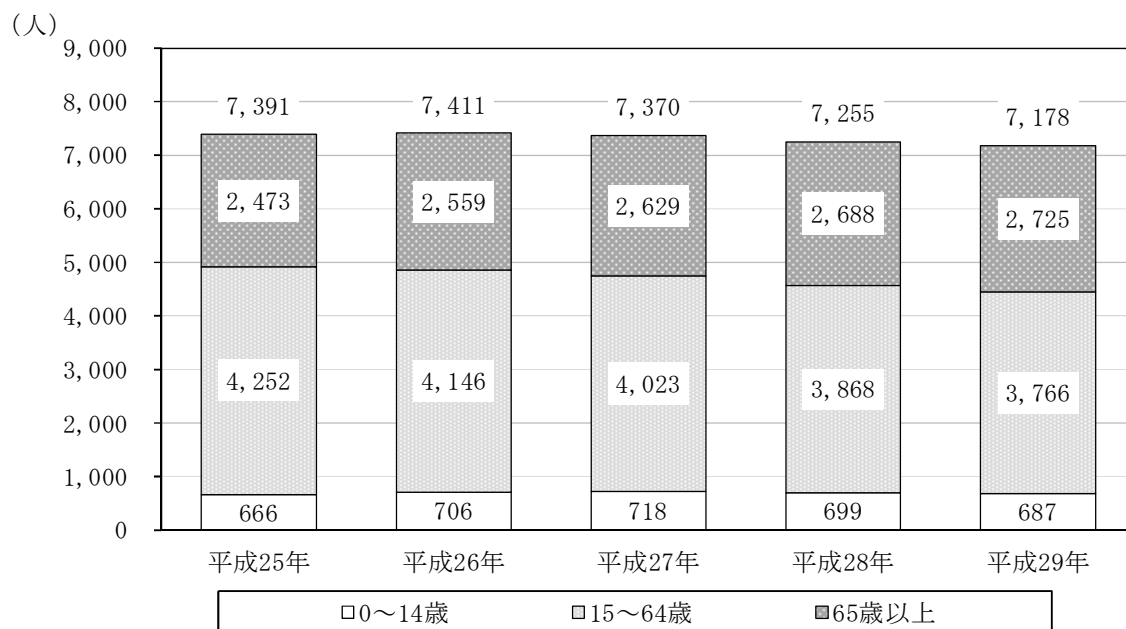
第2章 睦沢町における障害者（児）の現状等

第1節 総人口の推移

睦沢町は、千葉県中央部よりわずかに東南に位置し、東京都心から約70km圏内という位置条件にあり、総面積は35.59km²となっています。

本町の人口は、平成29年9月末現在7,178人で、平成25年の7,391人と比較すると、この5年間で213人（2.9%）減少し、おおむね減少傾向で推移しています。

【年齢区分別人口の推移（各年9月30日現在）】



（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
0～14 歳	666	706	718	699	687
15～64 歳	4,252	4,146	4,023	3,868	3,766
65 歳以上	2,473	2,559	2,629	2,688	2,725
総人口	7,391	7,411	7,370	7,255	7,178

資料：住民基本台帳

第2節 障害者（児）の現状

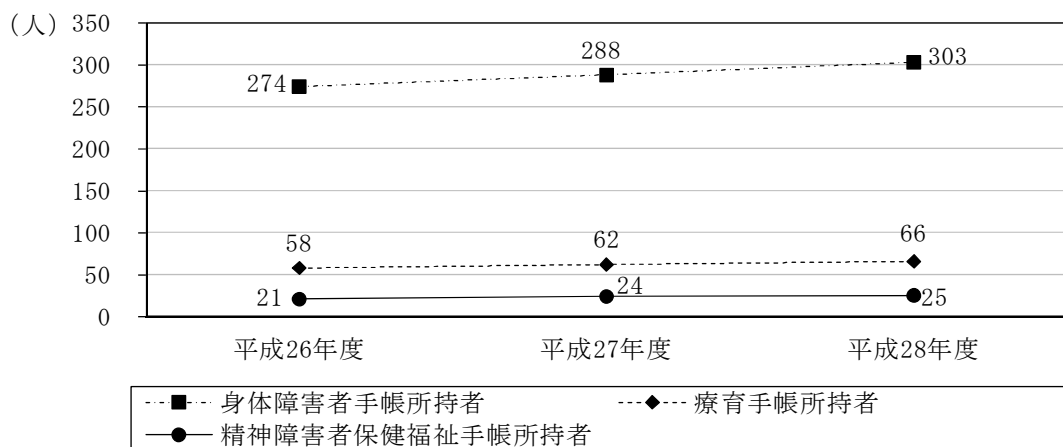
1. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

町の障害者手帳所持者は、平成28年度末現在、身体障害者手帳が303人、療育手帳が66人、精神障害者保健福祉手帳が25人となっています。

平成26年度と比較して、身体障害者手帳は29人（10.6%）増加、療育手帳は8人（13.8%）増加、精神障害者保健福祉手帳は4人（19.0%）増加となっています。

【障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）】



（単位：人）

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計
身体障害者手帳所持者	2	272	274	3	285	288	3	300	303
療育手帳所持者	8	50	58	9	53	62	11	55	66
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	21	21	0	24	24	0	25	25

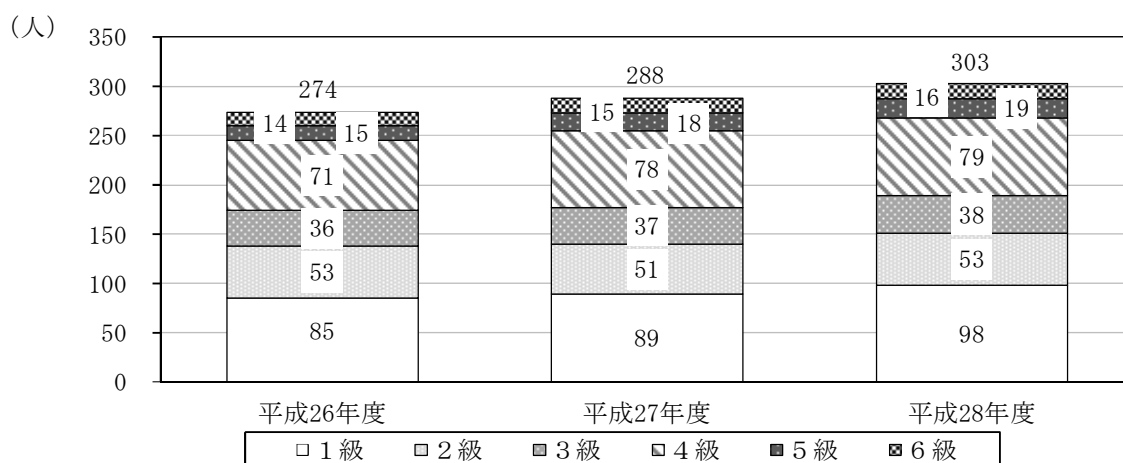
資料：町調べ

（２）身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の等級別では、平成 28 年度末現在、1 級・2 級の重度の割合が約半数を占めています。また、平成 26 年度と比較して、2 級を除くすべての等級で増加しています。

また、障害別では平成 28 年度末現在、肢体不自由が 57.8%と多数を占め、次いで内部障害が 27.1%を占めています。

【身体障害者手帳所持者の等級別の推移（各年度 3 月 31 日現在）】

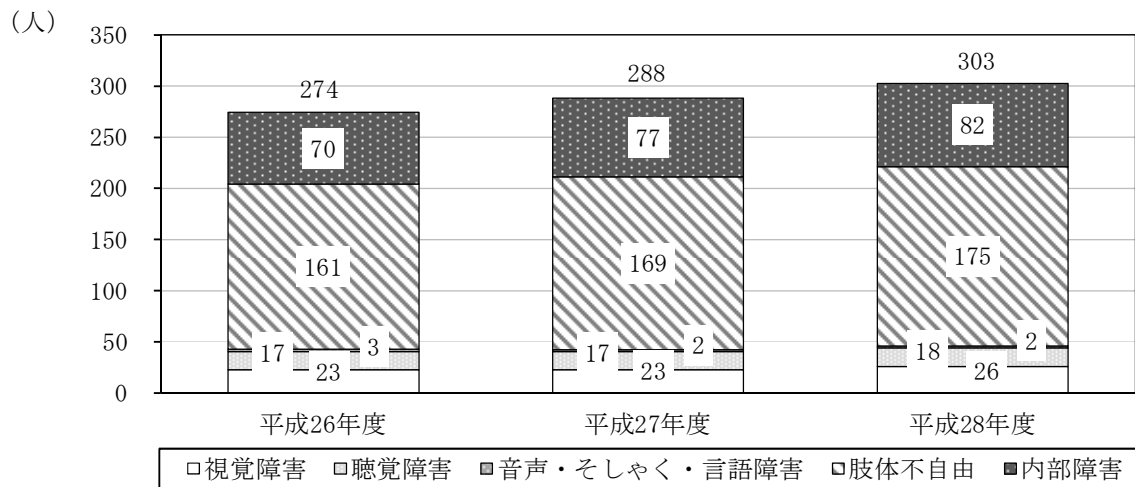


(単位：人)

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計
1 級	2	83	85	3	86	89	3	95	98
2 級	0	53	53	0	51	51	0	53	53
3 級	0	36	36	0	37	37	0	38	38
4 級	0	71	71	0	78	78	0	79	79
5 級	0	15	15	0	18	18	0	19	19
6 級	0	14	14	0	15	15	0	16	16
合計	2	272	274	3	285	288	3	300	303

資料：町調べ

【身体障害者手帳所持者の障害別の内訳（各年度３月31日現在）】



(単位：人)

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計
視覚障害	0	23	23	0	23	23	0	26	26
聴覚障害	0	17	17	0	17	17	0	18	18
音声・ そしゃく・ 言語障害	0	3	3	0	2	2	0	2	2
肢体不自由	2	159	161	3	166	169	3	172	175
内部障害	0	70	70	0	77	77	0	82	82
合計	2	272	274	3	285	288	3	300	303

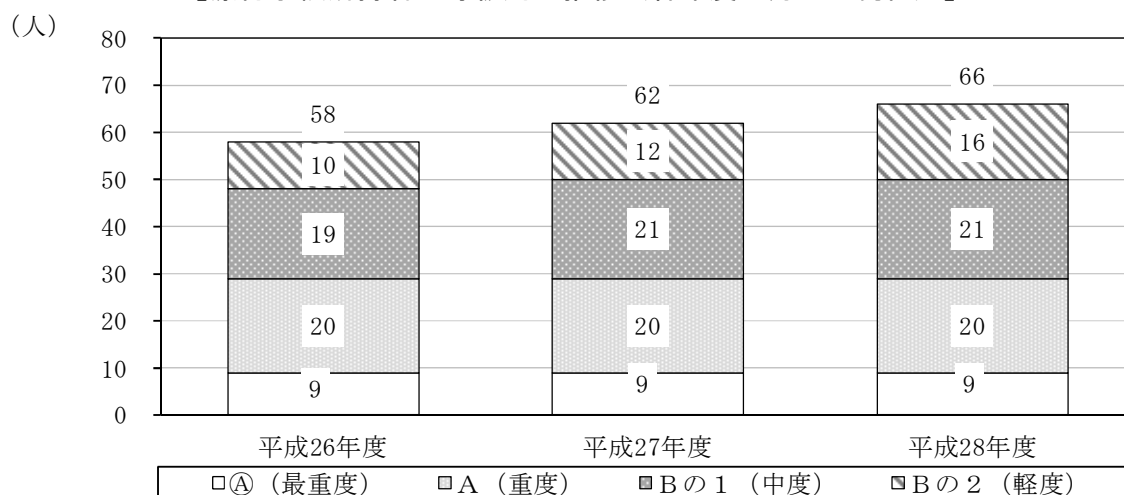
資料：町調べ

（３）知的障害者（児）の状況

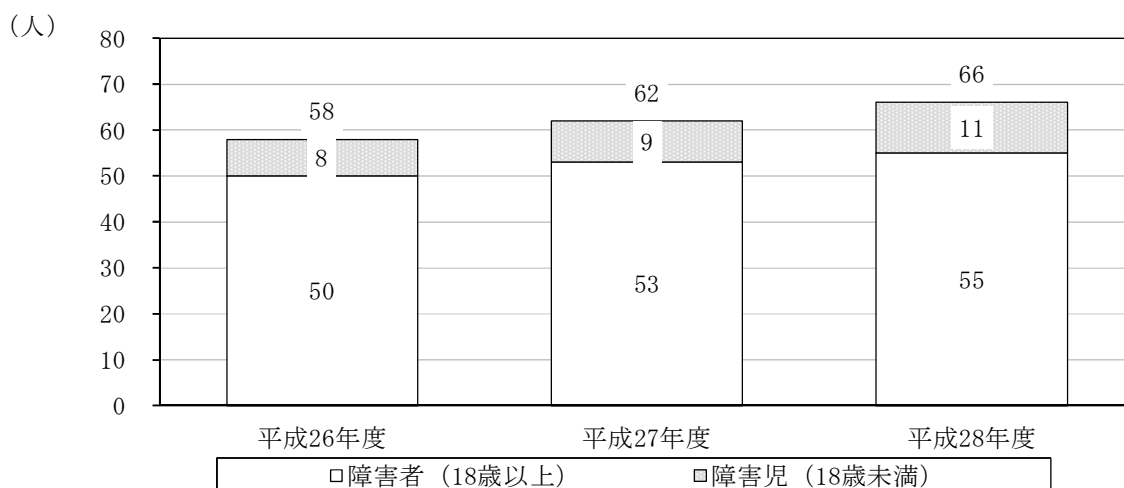
療育手帳所持者の等級別では、平成 28 年度末現在、A（重度）・B の 1（中度）の方が比較的多い状況です。平成 26 年度との比較では、B の 2（軽度）の方が 6 人（60.0%）増加しています。

また、年齢別では 18 歳以上が 83.3%を占めています。

【療育手帳所持者の等級別の推移（各年度 3 月 31 日現在）】



【療育手帳所持者の年齢別の推移（各年度 3 月 31 日現在）】



（単位：人）

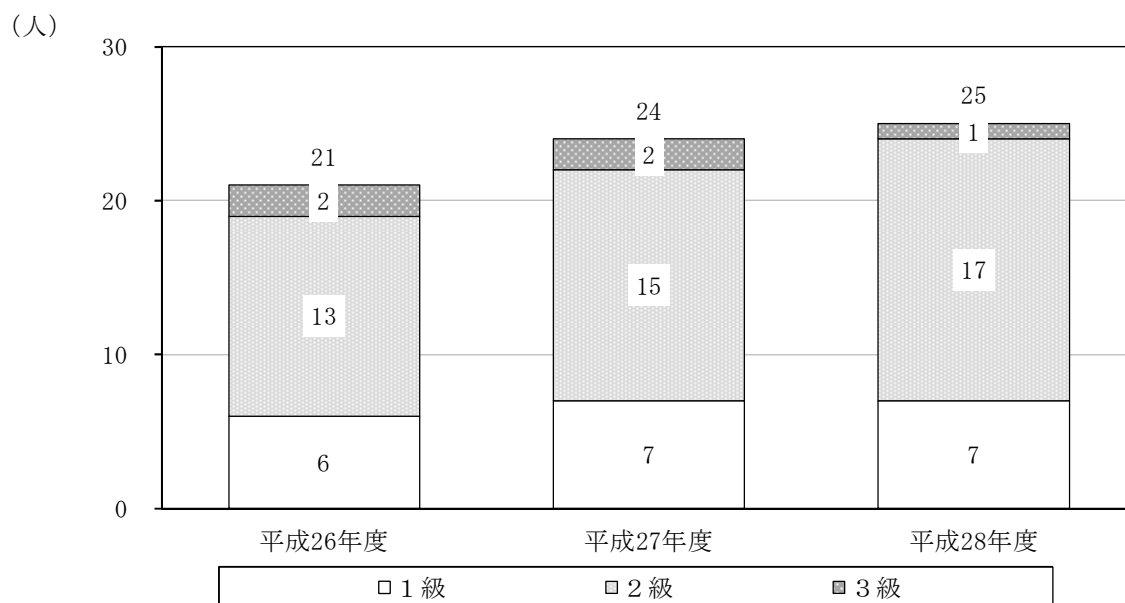
	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計
①（最重度）	2	7	9	2	7	9	1	8	9
A（重度）	1	19	20	1	19	20	1	19	20
B の 1（中度）	2	17	19	2	19	21	2	19	21
B の 2（軽度）	3	7	10	4	8	12	7	9	16
合計	8	50	58	9	53	62	11	55	66

資料：町調べ

(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、平成 28 年度末現在、2 級が最も多く、全体の 68.0%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（各年度 3 月 31 日現在）】



(単位：人)

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計	障害児	障害者	合計
1 級	0	6	6	0	7	7	0	7	7
2 級	0	13	13	0	15	15	0	17	17
3 級	0	2	2	0	2	2	0	1	1
合計	0	21	21	0	24	24	0	25	25

資料：町調べ

2. 通園・通学の状況

(1) 特別支援学級

特別支援学級に通う児童・生徒数は、平成 28 年 5 月 1 日現在、小学校が 8 人（知的障害児が 4 人、発達障害児 4 人）、中学校が 3 人（知的障害児 2 人、発達障害児 1 人）となっています。

【特別支援学級に通う児童・生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）】

①小学校（土睦小学校）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
知的障害児	児童数（人）	3	4	4
	学級数	1	1	1
発達障害児 （自閉・情緒障害児）	児童数（人）	3	2	4
	学級数	1	1	1
合計	児童数（人）	6	6	8
	学級数	2	2	2

資料：町調べ

②中学校（睦沢中学校）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
知的障害児	生徒数（人）	4	1	2
	学級数	1	1	1
発達障害児 （自閉・情緒障害児）	生徒数（人）	3	2	1
	学級数	1	1	1
合計	生徒数（人）	7	3	3
	学級数	2	2	2

資料：町調べ

(2) 特別支援学校

特別支援学校へ通う児童・生徒数は、平成 28 年 5 月 1 日現在、小学校が 1 人、高等学校が 4 人となっています。

【特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）】

児童・生徒数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校（人）	1	1	1
中学校（人）	0	0	0
高等学校（人）	4	4	4

資料：町調べ

(3) こども園

睦沢こども園では、障害児の受入を実施していますが、平成 28 年 4 月 1 日現在、こども園に通う幼児はいません。

【こども園に通う幼児数の推移（各年度 4 月 1 日現在）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	実施園名
幼児数（人）	0	0	0	睦沢こども園
実施園数	1	1	1	

資料：町調べ

(4) 放課後児童クラブ

睦沢町放課後児童クラブでは、障害児の受入を実施していますが、平成 28 年 4 月 1 日現在、放課後児童クラブに通う児童はいません。

【放課後児童クラブに通う児童数の推移（各年度 4 月 1 日現在）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	実施クラブ名
児童数（人）	0	0	0	睦沢町放課後児童クラブ
学級数	1	1	1	

資料：町調べ

第3節 障害福祉サービス等の取組状況

平成27年度から平成29年度における、各サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

1. 障害福祉サービス

平成29年度の障害福祉サービスの実施率（実績値/計画値）をみると、放課後等デイサービス（267%）、短期入所（福祉型）（240%）、障害児相談支援（200%）が、特に大きく計画値を上回っています。一方、居宅介護（82%）のように計画値に比べ実績値が少ないサービスもみられます。

【障害福祉サービスの計画値と実績値】

（ひと月あたり）

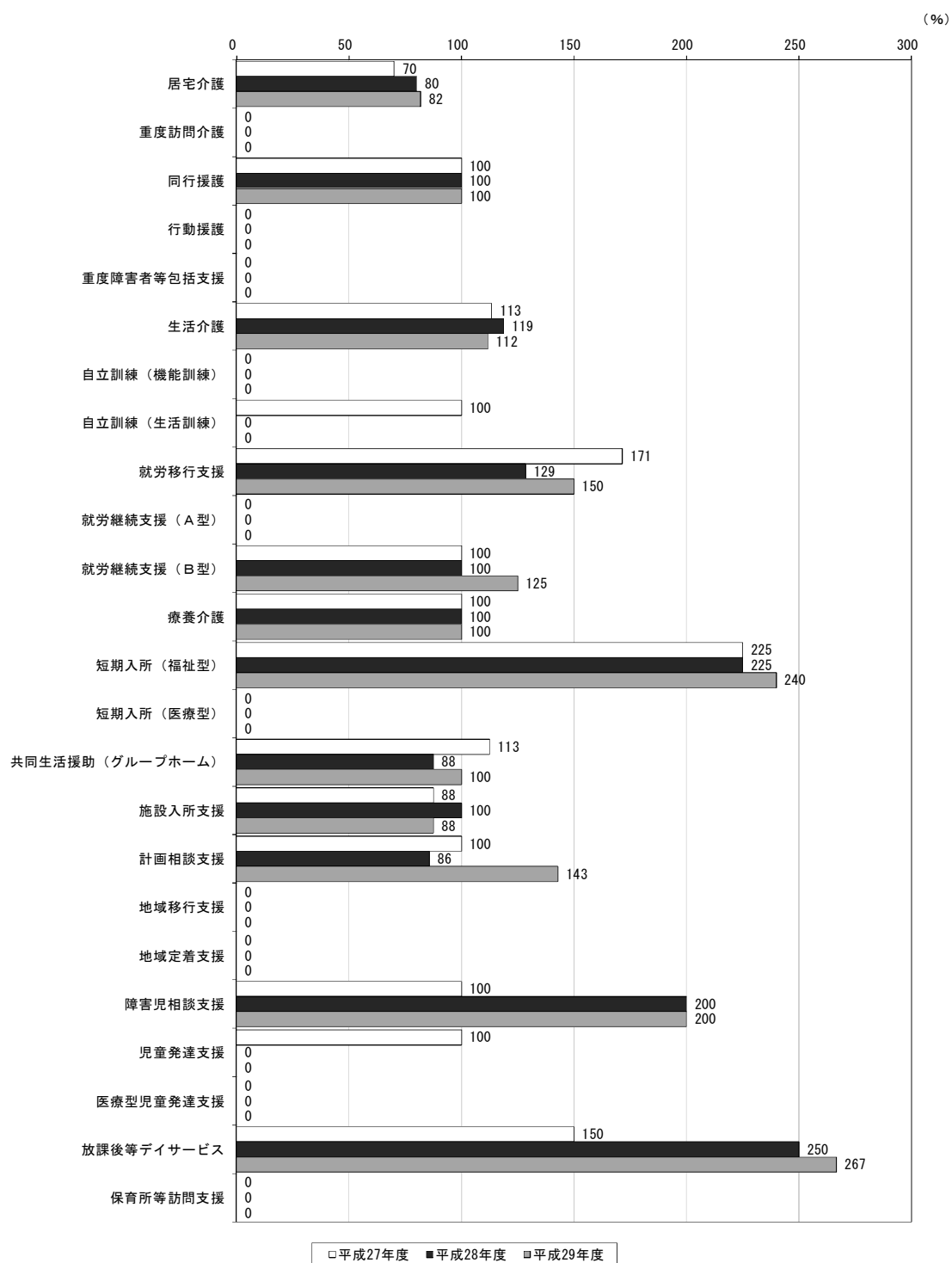
事業名			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス 【障害者・障害児の合算】	居宅介護	計画値	170 時間	170 時間	187 時間
			実 10 人	実 10 人	実 11 人
		実績値	110	125	156
	重度訪問介護	計画値	7	8	9
			0	0	0
		実績値	0	0	0
	同行援護	計画値	0	0	0
			0	0	0
		実績値	0	0	0
	行動援護	計画値	10	10	10
			2	2	2
		実績値	16	17	14
	重度障害者等包括支援	計画値	2	2	2
			0	0	0
		実績値	0	0	0
訪問系サービス 【障害児のみ】	居宅介護	計画値	0	0	0
			0	0	0
		実績値	0	0	0
	重度訪問介護	計画値	0	0	0
			0	0	0
		実績値	0	0	0

事業名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	同行援護	計画値			
		実績値	0	0	0
	行動援護	計画値			
		実績値	0	0	0
	重度障害者等包括支援	計画値			
		実績値	0	0	0
		計画値			
		実績値	0	0	0
		計画値			
		実績値	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	計画値	延 315 人日	延 336 人日	延 357 人日
		実績値	実 15 人	実 16 人	実 17 人
		計画値	311	313	329
		実績値	17	19	19
	自立訓練（機能訓練）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	計画値	44	66	66
		実績値	2	3	3
		計画値	12	0	0
		実績値	2	0	0
	就労移行支援	計画値	154	154	176
		実績値	7	7	8
		計画値	110	143	138
		実績値	12	9	12
	就労継続支援（A型）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画値	0	0	5
		実績値	0	0	1
	就労継続支援（B型）	計画値	242	264	264
		実績値	11	12	12
		計画値	162	158	133
		実績値	11	12	15
	療養介護	計画値	62	62	93
		実績値	2	2	3
		計画値	61	60	83
		実績値	2	2	3
	短期入所（福祉型） 【障害者・障害児の合算】	計画値	20	20	25
		実績値	4	4	5
		計画値	50	52	53
		実績値	9	9	12

事業名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	短期入所（医療型） 【障害児のみ】	計画値			
		実績値	0	0	0
			0	0	0
居住系 サービス	共同生活援助（グループホーム）	計画値	実 8 人	実 8 人	実 9 人
		実績値	実 9 人	実 7 人	実 9 人
	施設入所支援	計画値	8	8	8
		実績値	7	8	7
相談支援	計画相談支援	計画値	7	7	7
		実績値	7	6	10
	地域移行支援	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	地域定着支援	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
障害児 支援	障害児相談支援	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	2
	児童発達支援	計画値	延 36 人日	延 36 人日	延 48 人日
			実 2 人	実 2 人	実 3 人
		実績値	1	0	0
			2	0	0
	医療型児童発達支援	計画値	0	0	0
			0	0	0
		実績値	0	0	0
			0	0	0
	放課後等デイサービス	計画値	20	20	30
			2	2	3
		実績値	40	51	81
			3	5	8
	保育所等訪問支援	計画値	0	0	1
			0	0	1
		実績値	0	0	0
			0	0	0

※平成 29 年度は実績見込

【障害福祉サービスの実施率】



※実施率＝実績値/計画値

※「訪問系サービス」及び「短期入所（福祉型）」「短期入所（医療型）」は、障害者・障害児を合算した数値から算出

2. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

平成 29 年度の地域生活支援事業（必須事業）の実施率（実績値/計画値）をみると、排泄管理支援用具（120%）が計画値を上回っています。

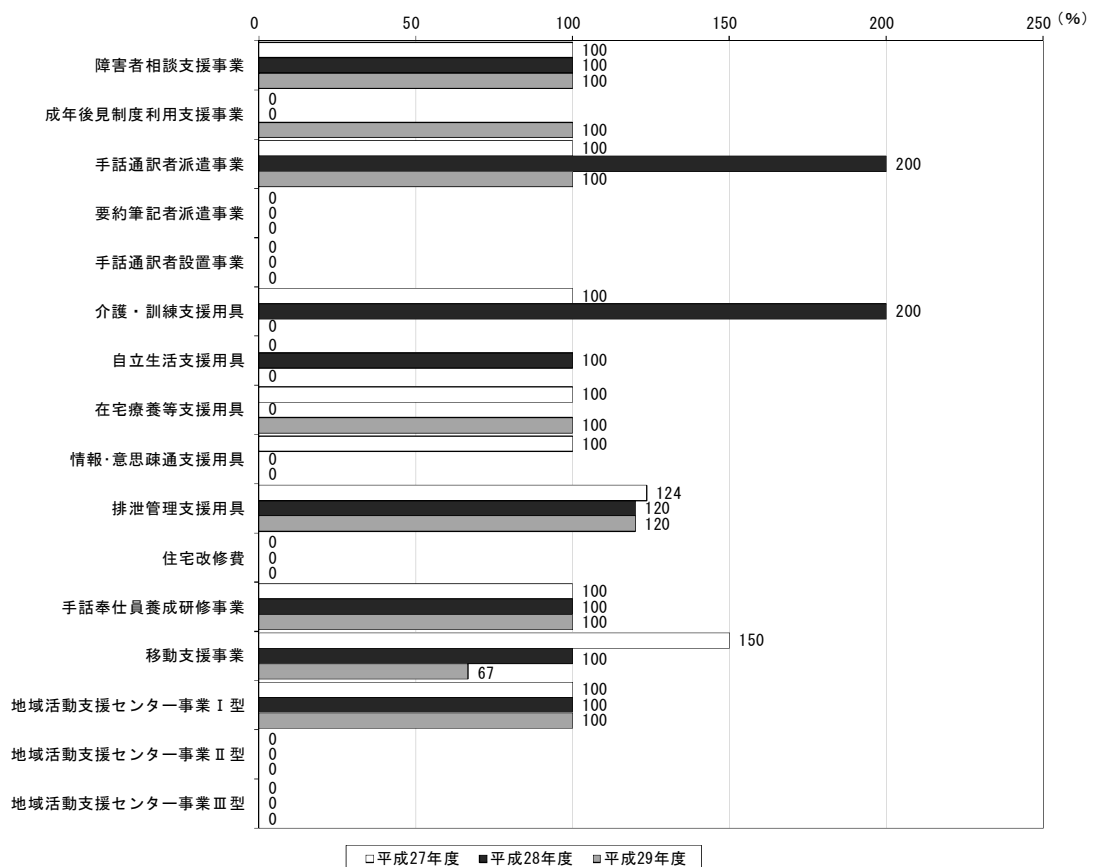
【地域生活支援事業（必須事業）の計画値と実績値】

事業名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業	計画値	無	無	有	実施の有無
		実績値	無	無	無	
自発的活動支援事業	自発的活動支援事業	計画値	無	無	有	実施の有無
		実績値	無	無	無	
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	1	1	1	箇所
		実績値	1	1	1	
	地域総合支援協議会	計画値	有	有	有	実施の有無
		実績値	有	有	有	
	基幹相談支援センター	計画値	無	無	有	実施の有無
		実績値	無	無	無	
	市町村相談支援機能強化事業	計画値	有	有	有	実施の有無
		実績値	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	計画値	無	無	有	実施の有無
		実績値	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	計画値	1	1	1	利用者数
		実績値	0	0	1	
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	計画値	無	無	有	実施の有無
		実績値	無	無	無	
コミュニケーション（意思疎通）支援事業	手話通訳者派遣事業	計画値	1	1	2	利用者数
			24	24	48	延利用件数
		実績値	1	2	2	利用者数
			24	24	5	延利用件数
	要約筆記者派遣事業	計画値	0	0	1	利用者数
			0	0	12	延利用件数
		実績値	0	0	0	利用者数
			0	0	0	延利用件数
	手話通訳者設置事業	計画値	0	0	0	設置者数
		実績値	0	0	0	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	1	1	1	給付件数
		実績値	1	2	0	
	自立生活支援用具	計画値	1	1	1	給付件数
		実績値	0	1	0	
	在宅療養等支援用具	計画値	1	1	1	給付件数
		実績値	1	0	1	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	1	1	1	給付件数
		実績値	1	0	0	
	排泄管理支援用具	計画値	55	55	55	給付件数
		実績値	68	66	66	

事業名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
	住宅改修費	計画値	1	1	1	給付件数
		実績値	0	0	0	
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業	計画値	2	2	2	受講見込者数
		実績値	2	2	2	
移動支援事業	移動支援事業	計画値	2	3	3	実人／年
			270	300	300	延利用時間
		実績値	3	3	2	実人／年
			271	565	408	延利用時間
地域活動支援センター事業	Ⅰ 型	計画値	1	1	1	箇所
		実績値	1	1	1	
	Ⅱ 型	計画値	0	0	0	箇所
		実績値	0	0	0	
	Ⅲ 型	計画値	0	0	0	箇所
		実績値	0	0	0	

※平成 29 年度は実績見込

【地域生活支援事業（必須事業）の実施率】



※実施率＝実績値/計画値

※単位が「実施の有無」の事業は除外

（２）任意事業：町が自主的に取り組む事業

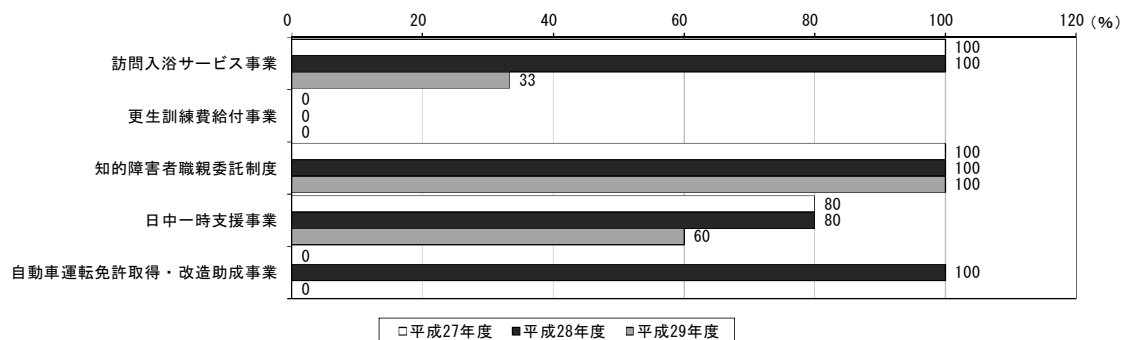
平成 29 年度の地域生活支援事業（任意事業）の実施率（実績値/計画値）では、訪問入浴サービス事業（33%）、日中一時支援事業（60%）が計画値に比べ実績値が少ないサービスとなっています。

【地域生活支援事業（任意事業）の計画値と実績値】

事業名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
その他の 地域生活 支援事業	訪問入浴サービス事業	計画値	2	2	3	人数
		実績値	2	2	1	
	更生訓練費給付事業	計画値	0	0	1	人数
		実績値	0	0	0	
	知的障害者職親委託制度	計画値	1	1	1	人数
		実績値	1	1	1	
	日中一時支援事業	計画値	5	5	5	人数
		実績値	4	4	3	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	計画値	1	1	1	人数
		実績値	0	1	0	

※平成 29 年度は実績見込

【地域生活支援事業（任意事業）の実施率】



※実施率＝実績値/計画値

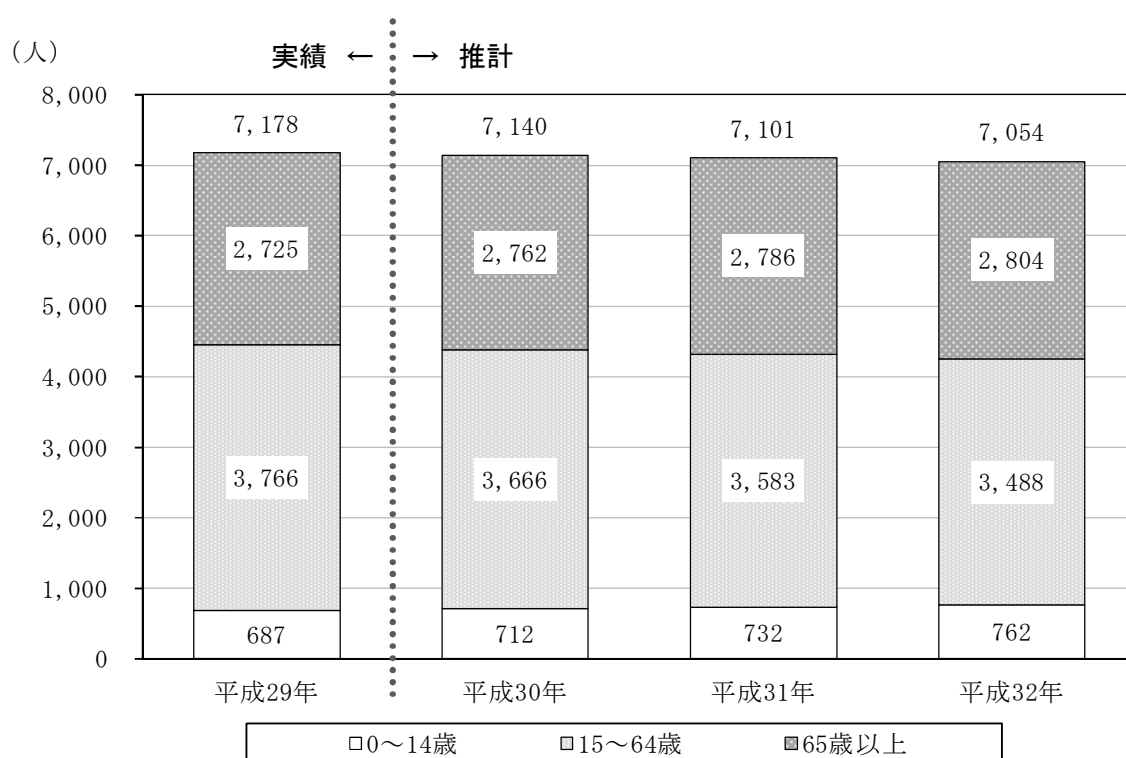
第4節 障害者等の推計

1. 人口推計

人口推計は、平成25年から平成29年の各年9月末の住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により行いました。（コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率等を用いて将来の人口予測を計算する方法です。）

これによると、推計人口は、減少傾向で推移し、平成29年との比較では、平成32年には7,054人（124人減少）になると推計されます。

【人口推計（各年9月30日現在）】



(単位：人)

	実績	推計		
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
0～14歳	687	712	732	762
15～64歳	3,766	3,666	3,583	3,488
65歳以上	2,725	2,762	2,786	2,804
総人口	7,178	7,140	7,101	7,054

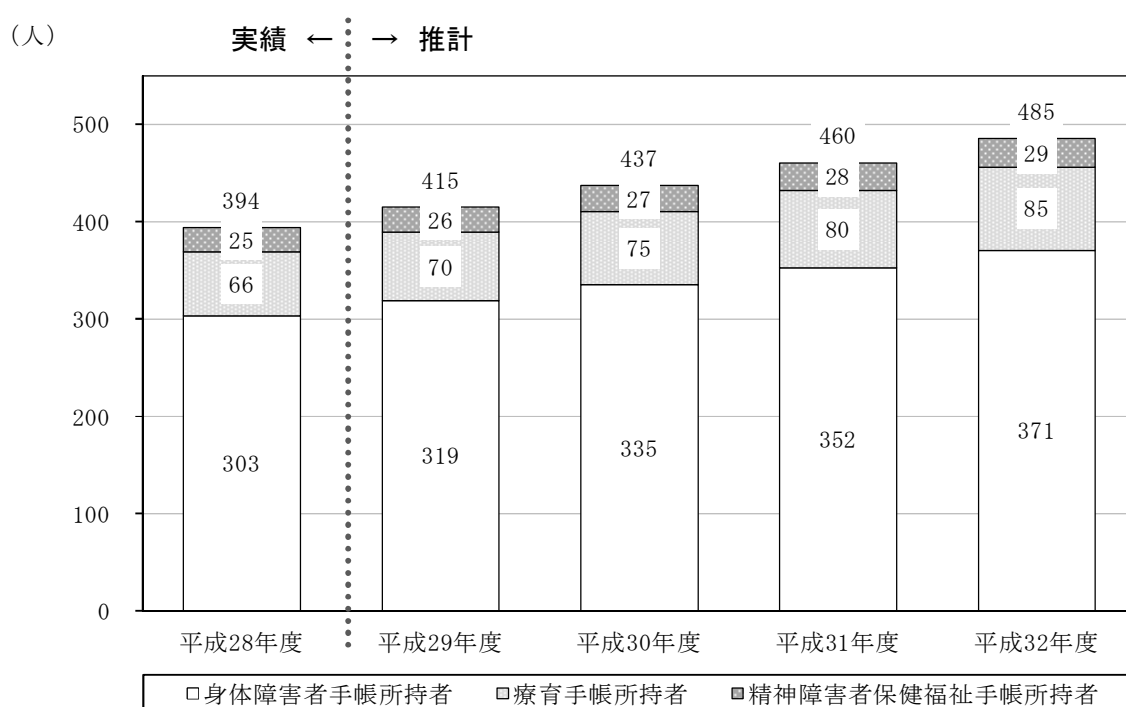
2. 障害者手帳の所持者数の推計

障害者手帳の所持者数の推計については、平成 26 年度から平成 28 年度の各年度 3 月末の障害者手帳の所持者数の変化率をもとに推計しました。

これによると、平成 32 年度は身体障害者手帳所持者が 371 人、療育手帳所持者が 85 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 29 人、合計では 485 人となっています。

平成 28 年度と比較すると、身体障害者手帳所持者は 68 人（22.4％）増加、療育手帳所持者は 19 人（28.8％）増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は 4 人（16.0％）増加し、合計では 91 人（23.1％）増加すると推計されます。

【障害者手帳の所持者数の推計（各年度 3 月 31 日現在）】



(単位：人)

	実績	推計			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障害者手帳所持者	303	319	335	352	371
療育手帳所持者	66	70	75	80	85
精神障害者保健福祉手帳所持者	25	26	27	28	29
合計	394	415	437	460	485

第3章 障害者（児）に関する国の動向等

第1節 障害者（児）支援に関する国の動向一覧

障害者基本法施行から48年、障害者自立支援法施行から12年が経過し、一人一人ニーズが異なる障害者（児）施策はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

障害者（児）支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

【障害者（児）に関する国の動向一覧】

年	国の動向		
平成18年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者 基本計画 (第2次)	重点施策 実施 5か年 計画
平成19年	●障害者権利条約署名		重点施策 実施 5か年 計画
平成20年	●児童福祉法の改正		
平成21年			
平成22年			
平成23年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成24年	●障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画 (第3次)	
平成25年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行 ●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行		
平成26年	●障害者権利条約の批准 ●改正精神保健福祉法（平成26年4月施行） ●障害児支援の在り方について報告書（平成26年7月）		
平成27年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成28年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●改正総合支援法・改正児童福祉法（平成28年6月公布） ●改正発達障害者支援法（平成28年8月施行）		
平成29年	●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について（平成29年3月〔厚労省通知〕）		

【法律や制度の動向】

項目	内容
1「障害者総合支援法」の施行と改正	●障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正 ●平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行 ●これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障害児への支援も強化 ●“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記 ↓ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日 【趣 旨】 ●障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実 ●高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し ●障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施 【概 要】 (1) 障害者の望む地域生活の支援 ・地域生活への円滑な移行支援 ・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援 (2) 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・第一次障害児福祉計画の策定 (3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
2「障害者基本法」の一部改正	●「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布（一部を除き同日施行） ●すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などを規定
3「障害者差別解消法」が成立	●国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月 1 日から施行 ●障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務化
4「障害者虐待防止法」が成立	●虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として平成 24 年に施行 ●国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害者を雇用する者は、障害者虐待の防止等に努める。 ●障害者虐待を発見した者には通報を義務付け
5「障害者基本計画」の策定	●「障害者基本法」に基づく計画として、国における障害者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画（第 3 次）」が平成 25 年 9 月に策定（平成 25～29 年度まで） ●平成 29 年度中に「障害者基本計画（第 4 次）」（平成 30～34 年度まで）を策定 ●障害者基本法改正（平成 23 年）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年）等を踏まえ施策分野の新設及び既存分野の施策の見直しが行われ、成果目標の設定及び計画の推進体制が強化

第2節 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画策定に係る基本指針の見直しポイント

次のような基本指針が示されています。

基本指針	内容
1 地域における生活の維持及び継続の推進	・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。 ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。
2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。
3 就労定着に向けた支援	・就労定着に向けた支援
4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。 ・ライフステージに応じた切れ目ない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。 ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置について盛り込む。
5 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・高齢者、障害のある人、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みをつくっていく方向性を盛り込む。 ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていく方向性を盛り込む。
6 発達障害のある人への支援の一層の充実	・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、「発達障害者支援地域協議会」設置の重要性を盛り込む。 ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。
7 その他の見直し項目（一部抜粋）	◎障害を理由とする差別の解消の推進 ◎障害のある人への虐待の防止、養護者に対する支援 ◎難病患者への一層の周知 ◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方 ◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実 ◎情報公表制度による質の向上 ◎障害福祉人材の確保 ◎障害のある人への芸術文化活動支援

第3節 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標に関する事項

平成32年度末の目標は、次のとおり示されています。

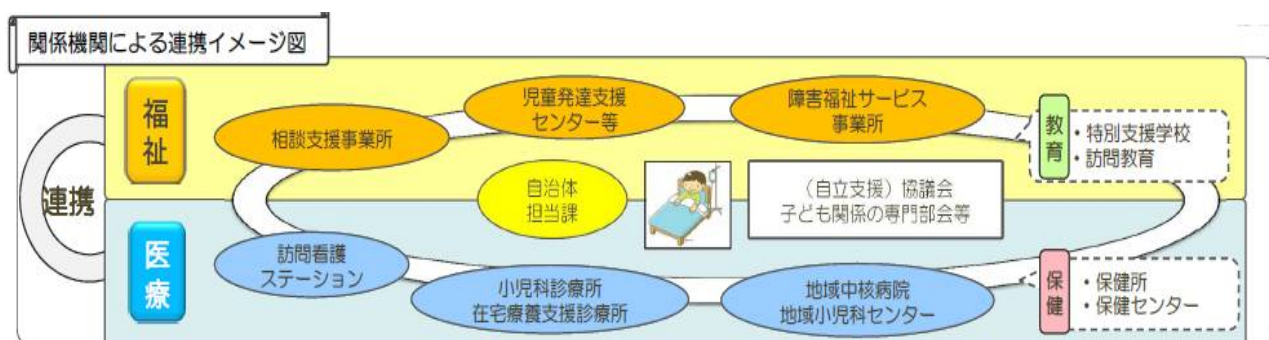
項目	平成32年度末の目標
1 施設入所者の地域生活への移行 【継続】	・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上 ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【見直し】	・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万～15.7万人に ・退院率：入院後3か月69%、入院後6か月84%、入院後1年90%
3 地域生活支援拠点等の整備【継続】	・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
4 福祉施設から一般就労への移行等 【拡充】	・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍 ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上【新設】
5 障害児支援の提供体制の整備等 【新設】	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

第4節 障害児支援の強化を図る「障害児福祉計画」づくり

障害者総合支援法の施行3年後の見直しが実現し、平成28年6月、改正障害者総合支援法・改正児童福祉法が公布されました。

医療的ケア児支援は公布日施行、その他は平成30年4月から施行されます。市町村での計画策定においては、特に、医療的ケア児支援や障害児福祉計画の法定化が大きな事象であり、新しい計画づくりにおいて取組を進める必要があります。

【医療的ケア児支援に関する連携イメージ図】



出典：平成28年6月30日「第80回社会保障審議会障害者部会」資料

第5節 計画策定の基本的視点

計画策定に向けた基本的視点は、以下のとおりです。

視点	内容
1 地域移行の促進	国の成果目標に関する指針では、「施設入所者の地域生活の移行」や「障害のある人の重度化・高齢化・親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備」が掲げられています。 地域生活への移行を促進するには、グループホームをはじめ住まいの確保が重要です。第4期障害福祉計画では、平成29年度の目標値の一つとして「福祉施設入所者の地域生活への移行」を設定し、共同生活援助（グループホーム）では緩やかな増加を見込むなど整備を進めています。 しかし、入所施設からの退所は、施設入所者の重度化・高齢化などによる入院・死亡が理由となる割合が年々高まっていく可能性もあり、さらなる地域移行の体制整備が必要になっています。 地域への移行を希望しない人についても、入所・入院中から退所・退院に向けた意欲の喚起や適切な情報提供等を行うとともに、本人の意向に沿った移行支援を保健所や精神保健関係機関等と連携して取り組むことが重要です。

視点	内容
2 合理的配慮の促進	平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されたことに伴い、様々な場面において障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮などが求められているところです。 障害のある人に対する合理的配慮を充実・強化していくことは、基本指針での見直しポイント「発達障害のある人への支援の一層の充実」への対応及び計画においても設定することになる「福祉施設入所者の地域生活への移行」（地域移行）の目標の達成にもつながると考えられます。
3 相談支援の充実	地域移行を促進するためには、物理的な住まいの確保のみならず、日常生活支援の充実も重要です。障害のある方、又は障害児の保護者が、様々な障害福祉サービスを利用するにあたっては、まずは入り口として「相談」からはじまります。 障害のある人の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて迅速な対応が図られる体制として「地域生活支援拠点等」の積極的な整備の検討も求められるところです。
4 雇用・就労の促進	平成 28 年 4 月に改正法が一部施行された「障害者雇用促進法」では、雇用の場における障害のある人への差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。 障害者の就労支援の取組については、今後も、雇用の拡大に向けた対策をはじめ、就労についての相談機能を強化していきながら、目標値の達成を目指す必要があります。 また、雇用引き上げについては、雇用後の障害者の環境変化や心のサポート支援を行うなど、就労の定着化が重要視されています。
5 「障害児福祉計画」としての障害児支援の強化	第 4 期障害福祉計画では既に、障害児支援に関するサービス見込量を掲載しています。 平成 29 年 3 月 31 日に厚生労働省より告示された基本指針において、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」に努めることとされました。 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」利用者数の増加が見込まれ、発達に課題のある児童の早期発見、早期療育のための児童発達支援の利用状況を把握しながら、就労する保護者の増加に伴う放課後等デイサービスの利用増加やニーズなどを踏まえ、サービスの量や質の確保を進めていく必要があります。 これらの障害児を取り巻く現状を踏まえ、新たな「障害児福祉計画」として、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」等の障害児支援体制の構築を目指す必要があります。 また、関係団体の今後の動向、認定こども園、放課後児童クラブにおける障害児受入人数等も勘案し、その見込量を設定する必要があります。

第4章 障害者計画の基本的な考え方

第1節 施策の基本的方向

平成26年に国連で批准した障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の尊厳を尊重することを目的に、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

こうした障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した施策が講じられる必要があります。

第2節 基本原則

この「障害者計画」では、このような社会の実現に向け、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本町が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

1. 地域社会における共生等

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

「陸沢町障害者計画」に関しても、基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障害者施策を実施するものとします。

- (1) 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- (2) 地域社会において共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保を図ります。
- (3) 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ります。
- (4) 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。
- (5) 障害者本人の自己決定を尊重する観点から、本人が意思決定を行い、意思を表明することができるよう、相談の実施等による支援を行います。

2. 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められており、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されています。障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮を提供する必要があるため、今後、本町としても障害者差別解消法の実効性の確保に努めます。

3. 国際的協調

障害者権利条約第 32 条において、国際協力及びその促進の重要性について規定されているとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な協調の下で共生社会の実現が図られる必要があります。

4. 社会のあらゆる場面における利便性の向上

障害者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と障害者基本法第 2 条においても定義しており、障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、障害者の社会参加を促し、安心して生活できるようにするため、各種取組を推進し利便性の向上を図ります。

あわせて、心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を積極的に支援します。

5. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の尊厳、自立及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第 2 条の障害者の定義を踏まえ、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるよう留意します。

6. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者一人一人の固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害特性、状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定し実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮し、障害の程度を適切に把握するよう留意します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

7. 障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害のある女性や、複合的に困難な状況に置かれた障害者へのきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、障害者施策を策定し、実施する必要があります。

さらに、障害のある子どもは、成人とは異なる支援を行う必要性があることに留意するとともに、障害のある高齢者については、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

第5章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

睦沢町では、「睦沢町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」において、誰もが安心して「健幸（「睦沢町健幸のまちづくり基本条例」より、町民が健康で幸せに生活することのできる状態をいう。）」に暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指しています。

また、平成28年度で終了した「睦沢町第2次総合計画後期基本計画」では、基本目標の一つとして「地域で支えあう“健康福祉のまちづくり”」を設定し、将来像の一つである“互いに助けあい支えあうまち むつざわ”の良さが今に残る町民性を生かし、住民と行政が互いに支えあう地域協働の人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

本計画は、睦沢町障害者計画・第4期障害福祉計画の基本的考え方を継承するとともに、千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の趣旨を受け継ぎ、「ノーマライゼーション」を基盤として、障害の有無にかかわらず、「すべての町民が共に支えあう まちづくり」を目指します。

＜本計画の基本理念＞

すべての町民が
共に支えあう まちづくり

第2節 計画の基本目標

基本目標 1. 啓発・広報活動とボランティア活動の推進

町の広報紙やホームページを活用し、障害者福祉についての啓発・広報活動を行うなど、住民の「心のバリアフリー（障害者理解）」の推進に努めます。また、障害者が地域で安心して生活できるよう手話や点訳、さらには、障害者との交流事業など幅広いボランティア活動の展開に努めます。

基本目標 2. 保健・医療・療育の充実

医療機関との連携を図り、乳幼児健診等の各種健診により疾病や障害の早期発見に努め、早期治療・早期療育につなげます。また、症状や状況に応じた治療、障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう圏域において医療連携の確立に努めます。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療の提供・支援を行い、早期退院及び地域移行を推進します。また、地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行い、地域医療体制等の充実を図ります。

障害の有無によって分け隔てられることなく、住民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深める取組を推進します。また、障害者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえ、支援に取り組めます。

基本目標 3. 地域生活支援の充実

障害者の生活の場としてグループホームや福祉ホームの整備促進を関係機関に働きかけるとともに、総合的で専門的な相談に応じるための相談支援体制を整備します。また、障害者が安全で安心して生活できるよう、日中活動支援事業の推進、各種手当・助成制度の周知と充実を国・県に働きかけます。

障害を理由とする差別の解消を進めるため、町、障害者団体等との連携を図りつつ、環境の整備を含め、幅広く実施します。

また、障害者虐待を防止するとともに、権利侵害の防止や被害の救済を図るため、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

基本目標 4. 雇用・就業の促進

事業主等への啓発・広報を進め、障害者雇用の促進に努めます。また、圏域で連携を図り、作業所等の活動を支援するとともに、福祉就労から一般就労へ移行できるよう、就業相談や職業実習等を通じた支援を推進します。障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、就業の機会の確保に努めます。

基本目標 5. 社会参加の促進

障害のある人の社会参加を促進するため、公共施設や情報アクセスへのバリアフリー化など生活環境の改善に努めます。また、障害者のスポーツ活動、文化活動等の支援に努めます。

障害者が地域で安全に安心して暮らせる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、利便性に配慮した施設の普及促進、利便性の向上を推進します。

また、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの利用促進、支援機器の提供等を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

さらに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報提供や避難支援などの防災の取組を推進するとともに、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るための取組を推進します。

第3節 施策の体系

第1章 障害者計画の分野別施策	第1節 啓発・広報活動とボランティア活動の推進	1. 啓発・広報 (1) 啓発活動の推進 (2) こころのユニバーサルデザインの推進 (3) 行政等における配慮の充実
		2. ボランティア活動の促進 (1) ボランティアの育成 (2) ボランティア活動のネットワーク化
	第2節 保健・医療・療育の充実	1. 保健・医療の充実 (1) 適切な保健・医療の提供 (2) 障害の原因となる疾病等の予防
		2. 療育・教育の充実 (1) 障害児療育の充実 (2) 障害児教育の充実
	第3節 地域生活支援の充実	1. 地域生活支援体制の整備 (1) 障害福祉サービス等の充実 (2) 地域生活の推進 (3) 介助者支援の充実 (4) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
		2. 権利擁護等の推進 (1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 障害者差別解消に向けての体制づくり
	第4節 雇用・就業の促進	1. 雇用の促進 (1) 一般企業における雇用促進 (2) 町職員の雇用拡大
		2. 就労に向けた支援 (1) 職業相談の充実 (2) 就労の場の整備
	第5節 社会参加の促進	1. 地域との交流の促進 (1) 社会参加の促進 (2) 文化・スポーツ交流活動の促進 (3) 生涯学習機会の充実
		2. 情報・意思疎通支援の充実 (1) 情報のユニバーサルデザインの推進 (2) 意思疎通支援の推進
		3. 生活環境 (1) 暮らしやすい住まい・まちづくりの推進 (2) 移動・交通のユニバーサルデザインの推進 (3) 地域防災・防犯対策の推進

第2章 第5期障害福祉計画	第1節 障害者総合支援法に基づくサービス内容	
	第2節 第5期障害福祉計画の基本方針	
	第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量	1. 訪問系サービス (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		2. 日中活動系サービス (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		3. 居住系サービス (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		4. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		5. その他の障害福祉サービス
	第4節 地域生活支援事業の利用状況と見込量	1. 理解促進研修・啓発事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		2. 自発的活動支援事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		3. 相談支援事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		6. コミュニケーション（意思疎通）支援事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策
		7. 日常生活用具給付等事業（必須事業） (1) 事業の概要 (2) 実績と見込み (3) 見込量確保の方策

		8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業） （１）事業の概要 （２）実績と見込み （３）見込量確保の方策
		9. 移動支援事業（必須事業） （１）事業の概要 （２）実績と見込み （３）見込量確保の方策
		10. 地域活動支援センター事業（必須事業） （１）事業の概要 （２）実績と見込み （３）見込量確保の方策
		11. その他の地域生活支援事業（任意事業：町が自主的に取り組む事業） （１）事業の概要 （２）実績と見込み （３）見込量確保の方策
	第５節 成果目標	1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
		2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
		3. 地域生活支援拠点等の整備
		4. 福祉施設から一般就労への移行等 （１）福祉施設から一般就労への移行 （２）就労移行支援事業 （３）就労定着支援事業
第３章 第１期障 害児福祉 計画	第１節 障害児支援の 提供体制の確保に関 する基本方針	1. 身近な場所で提供する体制整備
		2. 地域支援体制の構築
		3. 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
		4. 地域社会への参加・包容の推進
		5. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
		6. 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支 援新制度」との連携
	第２節 障害児支援サ ービスの利用状況と 見込量	1. 事業の概要
		2. 実績と見込み
		3. 見込量確保の方策
	第３節 成果目標	1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達 支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
		2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及 び放課後等デイサービス事業所の確保
		3. 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保 育・教育等の関係機関の協議の場の設置

各論

第1章 障害者計画の分野別施策

第1節 啓発・広報活動とボランティア活動の推進

1. 啓発・広報

(1) 啓発活動の推進

障害及び障害者への理解を深め、障害者に対する差別や偏見を取り除き、住民誰もが共に暮らす地域づくりを推進するため、「広報むつざわ」をはじめとする各種広報媒体の活用、啓発用ポスターやパンフレット等の作成・配布、関係機関や障害者団体が行う各種行事・イベント等への参加・協力など、あらゆる機会を活用して障害者の現状や障害者施策の基本的な考え方の情報提供等に努めます。

また、障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者差別解消法の周知・啓発を図ります。

(2) こころのユニバーサルデザインの推進

各関係機関等と連携を図りながら各種イベントなどを活用し、住民が障害や障害者に対する理解を深め、ちょっとした声かけや手助けが自然に行われる、優しさや思いやりの気持ちを育む地域づくりの推進や障害に関する理解と関心を高め、共生社会の理念と普及を図るため、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を図ります。

(3) 行政等における配慮の充実

障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続きや選挙等において必要な環境の整備や特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、利便性への配慮に努めます。

2. ボランティア活動の促進

(1) ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携しながら、意識啓発や情報提供の充実、ボランティア活動への支援などを通じて、活動に参加しやすくなるよう努めます。また、障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、必要な知識を学べる研修機会の確保に努めます。

(2) ボランティア活動のネットワーク化

障害のある人の行動範囲の多様化に対応し、また、行動範囲の拡大を図るため、近隣市町村とのボランティア活動のネットワーク化を促進します。

第2節 保健・医療・療育の充実

1. 保健・医療の充実

(1) 適切な保健・医療の提供

食生活や運動などの生活習慣を改善し、生活の質の向上を目指した普及啓発の推進、糖尿病等の生活習慣病の発症予防・重度化防止及び早期発見のための健康診査や相談指導に努めます。

障害の消失や軽減のための自立支援医療の給付、精神疾患に関係した自殺予防や相談支援体制の整備に努めます。

(2) 障害の原因となる疾病等の予防

健康上の不安を抱える妊婦等に対して、各種相談や訪問指導の推進に努めるとともに、安全な分娩と健康な赤ちゃんの出産のための健康診査の推進を図ります。

乳幼児の健全な発達・発育を図るため乳幼児健診母子保健活動を推進し、医療機関をはじめとする各種機関との連携により、障害や発育・発達の遅れなど可能な限り早期発見に努め、適切な治療相談や指導を行い、児童の早期療育に努めます。

2. 療育・教育の充実

(1) 障害児療育の充実

障害児に適切な療育を提供できるよう、圏域での連携のもと、重度心身障害児（者）の通園事業や心身障害児（者）地域療育等支援事業の場を身近に確保することに努めます。

平成30年度から療育支援コーディネーターを圏域で1名配置し、障害児療育の充実を図ります。

子育て支援プロジェクトチーム（福祉課、健康保険課、教育課）で協議された、ライフサポートファイルの導入について検討します。

（２）障害児教育の充実

障害のある児童について、可能な限りこども園への受入を行うとともに、関係機関との連携のもと、障害の実態に即した保育及び療育ができる体制の充実に努めます。また、小・中学校ではそれぞれの障害の実態に応じ、教育内容や教育課程、施設・設備の充実を図るとともに、特別教育支援員を取り入れた教育に努めます。

障害のある児童・生徒の就学について、保護者の希望を尊重しながら、児童・生徒の状況に応じて措置基準の弾力的な運用に努めるとともに、就学指導に対する教職員の知識を高め、校内における就学指導体制の充実に努めます。

第3節 地域生活支援の充実

1. 地域生活支援体制の整備

(1) 障害福祉サービス等の充実

障害のある人に対する様々なサービスの提供が今後一層求められる状況にあり、これらのニーズや情報の把握、サービスの充実に努め、在宅での日常生活が円滑に行うことができるよう、福祉用具の支給や住宅の改修について、各種情報の提供・普及に努めます。

また、家族の高齢化等により介護が困難となった場合、グループホームや短期入所（ショートステイ）等の利用が増加すると見込まれるため、各種基盤整備について検討していきます。

(2) 地域生活の推進

障害者等の生活は、個々のニーズに合わせた障害福祉サービス等が受けられる一方、障害者年金等限られた収入の中で生活をしていかなければならず、これらの生活に関する各種情報の提供・啓発に努めます。

また、通院等の交通費負担を軽減するため、福祉タクシー事業や路線バス運賃助成事業の活用、運転免許証の取得や自動車を利用しやすくするための改造に要する経費の一部助成の推進に努めます。

(3) 介助者支援の充実

居宅で障害者を日常的に介助している方々には、身体的、精神的に大きな負担がかかります。また、就労意欲があっても、その機会が得られない等の現状があります。

介助者への負担軽減のため、日中一時支援事業や短期入所の利用促進に努めます。

(4) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、必要な意思決定支援を行い、自らの決定に基づき、支援を受けることのできる体制を目指します。

また、障害の有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた地域移行を推進し、適切な支援を受けられるよう取組を進めます。

また、基本的人権を享有する個人として、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの充実等に取り組みます。

2. 権利擁護等の推進

(1) 権利擁護の推進

個々の異なる心身の状況において、判断能力が不十分な場合や各種サービスの利用、財産管理における不利益を防ぐため、成年後見制度や平成 27 年から町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業等の周知・普及に努めます。

また、障害者等の自己決定の尊重や障害者等への正しい理解の普及、住民の人権擁護意識の醸成・高揚に努めます。

(2) 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、平成 24 年より各市町村に「障害者虐待防止センター」が設置されました。本町においても福祉課内に窓口を設置し、障害者やその家族、事業所従業員等からの虐待に関する通報・相談及び支援を行っています。障害者虐待に関する複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、各種関係機関や団体との情報共有や連携強化を図ります。

(3) 障害者差別解消に向けての体制づくり

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

圏域で連携し、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、協議していきます。

第4節 雇用・就業の促進

1. 雇用の促進

(1) 一般企業における雇用促進

国・県と協調しながら、事業所に対し、各種助成制度などの周知徹底や啓発活動を推進し、障害のある人の一般企業での雇用促進を図ります。

(2) 町職員の雇用拡大

障害者の法定雇用率（2.5％）を勘案しながら、障害のある人の町職員としての採用を積極的に進め、雇用機会の拡大を図ります。

2. 就労に向けた支援

(1) 職業相談の充実

障害の内容及び程度により、一人一人のニーズに応じた職業相談ができるよう、公共職業安定所等との連携のもと、職業相談体制の充実に努めます。

(2) 就労の場の整備

一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保するため、障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型）や地域活動支援センター等に関し、圏域での整備促進を図ります。

第5節 社会参加の促進

1. 地域との交流の促進

(1) 社会参加の促進

障害者自らの社会参加による地域への貢献とともに、地域でのイベント等の機会を地域住民との相互理解を深めるための場とし、障害者の社会参加の促進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、誰もがいつでも集い、活動・交流できる場の提供に努めます。

また、障害者自らの能力を生かし、可能なボランティア活動への参加を促進します。

(2) 文化・スポーツ交流活動の促進

障害者やその家族等が実施する集まりや各種活動に対し、活動の場の提供に努め、障害者が作成した作品の展示・販売等、地域社会との交流を含めた活動の支援に努めます。また、障害者スポーツ大会への参加促進に努めます。

(3) 生涯学習機会の充実

各関係機関と連携し、障害の有無を問わず、住民誰もが、いつでもどこでも学び、活動できる地域社会を目指し、様々なニーズを把握し、生涯学習機会の充実に努めます。

2. 情報・意思疎通支援の充実

(1) 情報のユニバーサルデザインの推進

地域の保健・医療・福祉等に関する様々な情報について、視覚・聴覚障害者をはじめとするすべての住民が円滑に取得・利用できるよう、障害の特性に応じた親切でわかりやすい情報を提供する体制づくりに努めます。

（２）意思疎通支援の推進

視覚・聴覚障害による福祉サービスは、補装具や日常生活用具の給付が主なサービスとなっていますが、点字、音声といった意思疎通支援の整備や手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う意思疎通支援事業の利用の促進についても、関係機関の協力等を得ながら充実に努めます。

３．生活環境

（１）暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

障害者が安心して自立した生活や社会参加をしていくためには、個々の異なる心身の状況を考慮した福祉に視点を置いたまちづくりや住民相互の支え合い、助け合いが必要です。

障害者をはじめ、地域住民が安心できる暮らしやすい生活環境づくりを進める上で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備改善を促進し、障害者が日常生活を送る上での手すりの設置や、段差を解消するための小規模住宅改修、入浴の補助用具などの日常生活用具の支給に関する情報提供や支援に努めます。

（２）移動・交通のユニバーサルデザインの推進

障害者をはじめ誰もが安全に安心して社会参加するためには、外出するための交通機関等の利用は欠かせないものです。歩道から車道への移動に関する段差解消や、視覚・聴覚等の障害に配慮した整備を行うなど様々な取組が必要であり、道路の新設・改修や各公共施設をはじめ様々な施設整備に関し、ユニバーサルデザインの促進に努めます。

また、有料道路通行料金、公共交通機関等運賃の割引や税金、NHK受信料の減免などの各種制度の周知をさらに図っていきます。

（３）地域防災・防犯対策の推進

避難行動要支援者台帳の適切な管理に努め、災害時に障害者をはじめとする避難行動要支援者の安全を確保するため、住民一人一人の防災意識の高揚を図り、民生委員・児童委員、各区、消防団等をはじめ、地域住民の協力により行政区を主体とした自主防災活動の推進に努めるとともに、災害時における避難行動要支援者の安否確認や救護を行う支援体制の推進に努めます。

また、障害者の消費トラブル等を防止するため、防犯情報の周知に努めるとともに、地域の防災体制の整備を図ります。

第2章 第5期障害福祉計画

第1節 障害者総合支援法に基づくサービス内容

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。「自立支援給付」は、法に基づいた基準で実施される事業で、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。

さらに「自立支援給付」は、「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「自立支援医療」「補装具」などに分けられます。平成30年4月より、「訓練等給付」に「就労定着支援」「自立生活援助」のサービスが追加されました。

I 自立支援給付

● 介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

● 相談支援

- ・ 基本相談支援
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

● 訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援（新規）
- ・ 自立生活援助（新規）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

● 自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療※

※実施主体は都道府県

● 補装具

Ⅱ 地域生活支援事業

● 必須事業

- ・ 相談支援機能強化事業
- ・ コミュニケーション（意思疎通）支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

● その他任意事業

- ・ 日中一時支援事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 更生訓練費支給事業
- ・ 知的障害者職親委託制度
- ・ 自動車運転免許取得
/ 自動車改造助成事業

※ その他任意事業については、それぞれの地域の社会資源の状況・地理的条件・利用者の状況に応じて柔軟に実施した方が効率的・効果的であるとされているため、睦沢町で実施していない事業もあります。

第2節 第5期障害福祉計画の基本方針

障害福祉計画は、次の5つの基本方針に基づいて推進します。

基本方針1：サービス提供体制の充実

障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、専門職の確保や事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。障害のある人の高齢化や重度化に対応できるよう、医療・福祉や、圏域7市町村との連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所の誘致についても図っていきます。

基本方針2：就労に向けた支援の充実

障害のある人の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取組を推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）等と協力し雇用の促進に努めます。

基本方針3：居住の場の確保に向けた支援の充実

障害のある人の地域移行を進めるとともに、地域で自分らしい暮らしを実現していくことができるよう、障害に応じた居住の場の確保に努めます。共同生活援助については、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や圏域7市町村と連携し、グループホームの設置を検討していきます。

基本方針 4：障害児への支援体制の充実

障害児の特性に配慮し、ライフステージに沿った一貫した支援が行われるよう、相談支援体制の構築をはじめサービス提供体制の充実を図ります。療育支援の場や、学齢期の障害児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障害児への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

基本方針 5：相談支援体制の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、サービスの利用を支える相談支援体制が不可欠です。必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制づくりの構築に努めます。また、相談員との連携を強化し、身近な相談支援体制の充実を図るとともに長生郡市総合支援協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワークづくりを推進します。

第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量

障害福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の4つの分野ごとに見込みます。

1. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(1) 事業の概要

居宅介護	障害者（児）のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 実績と見込み

訪問系サービス	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護 【障害者・障害児 の合算】	110	125	156	173	190	207	時間／月
	7	8	9	10	11	12	実人／月
重度訪問介護 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	0	時間／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
同行援護 【障害者・障害児 の合算】	16 時間	17 時間	14 時間	14 時間	14 時間	14 時間	時間／月
	実 2 人	実 2 人	実 2 人	実 2 人	実 2 人	実 2 人	実人／月
行動援護 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	0	時間／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
重度障害者等 包括支援 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	0	時間／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月

(3) 見込量確保の方策

- ◆訪問系サービスについては、今後も利用の増加が見込まれるため、3 障害すべての障害に対応できる事業所やホームヘルパーの確保・育成を働きかけるとともに、周辺自治体と連携し、介護保険制度のサービス提供事業所も含めた新規事業所の参入を働きかけていきます。
- ◆重度訪問介護や行動援護、重度障害者等包括支援に関しては、過去に利用実績がなく、該当される方もいないため見込まないこととしましたが、対象者が限られるため、対象となる要件やサービスの内容について情報の周知を行い、サービスが利用しやすい体制を整えます。

2. 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援（平成30年4月から新設）、療養介護、短期入所

（1）事業の概要

生活介護	常時介護等の支援が必要な障害のある人を対象に、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業などに雇用されることが困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 「A型（雇用型）」と「B型（非雇用型）」の類型があります。
就労定着支援	就業に伴う生活面（生活リズムや家計、体調管理等）の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 実績と見込み

日中活動系 サービス	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
生活介護	311	313	329	346	346	363	延人日／月
	17	19	19	20	20	21	実人／月
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
自立訓練 （生活訓練）	12	0	0	6	6	6	延人日／月
	2	0	0	1	1	1	実人／月
就労移行支援	110	143	138	138	138	150	延人日／月
	12	9	12	12	12	13	実人／月
就労継続支援 （A型）	0	0	5	18	18	36	延人日／月
	0	0	1	1	1	2	実人／月
就労継続支援 （B型）	162	158	133	142	142	151	延人日／月
	11	12	15	16	16	17	実人／月
就労定着支援				0	0	1	実人／月
療養介護	61	60	83	83	83	111	延人日／月
	2	2	3	3	3	4	実人／月
短期入所 （福祉型） 【障害者・障害児 の合算】	50	52	53	53	57	57	延人日／月
	9	9	12	12	13	13	実人／月
短期入所 （医療型） 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月

(3) 見込量確保の方策

- ◆地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、町内をはじめ、近隣市町村にあるサービス提供事業者のサービス提供移行時期を的確に把握し、利用希望者に事業者情報を提供していきます。
- ◆就労系事業所等に対し、障害者優先調達法による官公署による発注の方策を検討し、就労系事業所の運営強化や工賃向上に関する取組を支援します。

- ◆町では、町内の障害福祉サービス事業所（ときわぎ工舎）で製造されるパンを学校給食に使用し、また、平成 30 年 2 月からは、お菓子等をふるさと納税の返礼品として登録しています。
- ◆短期入所については、既存の事業所に対し拡充を促すことや、新規事業所の参入について働きかけるとともに、圏域 7 市町村と連携し「地域生活支援拠点」等の整備について検討していきます。
- ◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する方のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

3. 居住系サービス

自立生活援助（平成 30 年 4 月から新設）、共同生活援助（平成 26 年 4 月 1 日からケアホームとグループホームが統合）、施設入所支援

（1）事業の概要

自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用している方で、1 人暮らしへの移行を希望する方を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループ ホーム）	障害のある人を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人を対象に、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

(2) 実績と見込み

居住系サービス	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自立生活援助				0	0	1	実人／月
共同生活援助 （グループ ホーム）	9	7	9	9	10	10	実人／月
施設入所支援	7	8	7	7	8	8	実人／月

(3) 見込量確保の方策

- ◆共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の地域移行を進めるために今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備していくとともに、空き家など社会資源の活用を検討し、生活の場の確保を図ります。
- ◆施設入所支援については、現在本町で利用実績のある施設と連携をとり提供体制の確保を行うほか、障害支援区分の判定により、サービスを必要とする障害のある人が利用できるよう努めます。
- ◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障害のある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

4. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

(1) 事業の概要

平成 24 年 4 月より、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されました。また、地域移行・地域定着支援が個別給付化されました。障害のある人や障害のある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所との連絡調整等を行うほか、サービス利用計画の作成や地域相談支援を行います。

計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○地域定着支援 居宅において単身で生活している障害のある人等を対象として、常時、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

（２）実績と見込み

相談支援	実績（平成29年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
計画相談支援	7	6	10	10	11	11	実人／月
地域相談支援 （地域移行支援）	0	0	0	0	0	1	実人／月
地域相談支援 （地域定着支援）	0	0	0	0	0	1	実人／月

(3) 見込量確保の方策

- ◆利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、長生郡市総合支援協議会を核として、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス事業所、関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指すとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につなげられる体制を整備します。
- ◆ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を促進します。
- ◆千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、地域の相談支援機能の充実を図ります。

5. その他の障害福祉サービス

自立支援医療	自立支援医療は、育成医療（障害を持つ児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障害を持つ者が更生するために必要な医療）、精神障害者通院医療費（精神障害に対する医療を入院しないで受ける医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障害のある人の心身の障害状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療となります。これらの医療にかかる医療費用の一部を支給します。
療養介護医療	医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障害者が医療施設からサービス（療養介護）を受けた際に、それに要した医療費用の一部を支給します。
補装具費	補装具（身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの）の購入・修理時にかかる費用を支給します。

第4節 地域生活支援事業の利用状況と見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳等の派遣・設置、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。

さらに、市町村や都道府県が地域の実情等により自主的に取り組む「その他任意事業」を実施することにより、より効果的なサービスを提供するものです。

本町においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、障害のある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

1. 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

（1）事業の概要

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障害者等への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

（2）実績と見込み

事業名	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
理解促進研修 ・啓発事業	無	無	無	無	無	有	実施の有無

（3）見込量確保の方策

◆地域生活支援事業実施要綱において平成25年度に新規に追加された事業であり、地域社会の住民に対する精神障害者や内部障害者等に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が出にくく難しい面がありますが、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには重要な取組であるため、平成 32 年度の実施に向けて検討します。

2. 自発的活動支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

障害者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

（2）実績と見込み

事業名	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	有	実施の有無

（3）見込量確保の方策

◆地域生活支援事業実施要綱において平成25年度に新規に追加された事業であり、平成32年度の実施に向けて検討します。

3. 相談支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

障害者や、障害児の保護者又は障害者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

障害者相談支援事業	障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。
地域総合支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす総合支援協議会を運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整等を行います。

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。（市町村が必要に応じて設置することができるかとされています。）
市町村相談支援機能強化事業	困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置に努めます。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

（２）実績と見込み

相談支援事業	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1	箇所
地域総合支援協議会	有	有	有	有	有	有	実施の有無
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	有	実施の有無
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有	実施の有無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有	実施の有無

（３）見込量確保の方策

- ◆相談支援事業については、福祉課で実施しているほか、「長生地域生活支援センター」と「社会福祉法人九十九会」にも委託し実施しておりますが、「基幹相談支援センター」の設置について検討します。
- ◆周辺市町村との連携のもと、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関とのネットワーク化を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として、長生郡市総合支援協議会を運営し、長生地域を圏域とした相談支援体制のあり方を検討します。

- ◆住宅入居等支援事業については、平成32年度の実施に向けて検討します。
- ◆障害者虐待事案の解決に関しては、町虐待防止等対策ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携を図りながら迅速に対応します。

4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

（2）実績と見込み

事業名	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
成年後見制度 利用支援事業	0	0	1	1	1	1	利用者数

（3）見込量確保の方策

- ◆高齢者分野の地域包括支援センターと連携しながら、制度の周知を図ります。

5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

（2）実績と見込み

事業名	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	無	有	実施の有無

（3）見込量確保の方策

- ◆地域生活支援事業実施要綱において平成25年度に新規に追加された事業であり、平成32年度の実施に向けて検討します。
- ◆町民後見のあり方については、高齢者分野の地域包括支援センターと連携しながら、調査・研究を行っていきます。

6. コミュニケーション（意思疎通）支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を役場内に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

(2) 実績と見込み

コミュニケーション (意思疎通) 支援事業	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話通訳者 派遣事業	1	2	2	1	1	1	利用者数
	24	24	5	2	2	2	延利用件数
要約筆記者 派遣事業	0	0	0	0	0	1	利用者数
	0	0	0	0	0	12	延利用件数
手話通訳者 設置事業	0	0	0	0	0	0	設置者数

(3) 見込量確保の方策

- ◆手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。
- ◆手話通訳者の設置については、現在のところニーズがないため見込まないことにしました。今後のニーズに応じて検討していきます。

7. 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業の概要

重度の障害者・児を対象に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。用具の種類は下記のとおりです。

用具の名称	内 容
介護・訓練 支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等の用具
自立生活 支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人工喉頭等その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理 支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
住宅改修費	手すりの取付けや床段差の解消など、障害者等の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成

(2) 実績と見込み

日常生活用具 給付事業	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護・訓練 支援用具	1	2	0	1	1	1	給付件数
自立生活 支援用具	0	1	0	1	1	1	給付件数
在宅療養等 支援用具	1	0	1	1	1	1	給付件数
情報・意思疎通 支援用具	1	0	0	1	1	1	給付件数
排泄管理 支援用具	68	66	66	66	68	70	給付件数
住宅改修費	0	0	0	1	1	1	給付件数

(3) 見込量確保の方策

- ◆日常生活用具給付等事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ◆安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業の概要

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙^{こい}及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

（２）実績と見込み

事業名	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話奉仕員養成 研修事業	2	2	2	2	2	2	受講見込者数

（３）見込量確保の方策

- ◆平成 27 年度から圏域 7 市町村共同で、2 年間の手話養成講座を実施しています。平成 28 年度末には第 1 期の研修課程修了に伴い、奉仕員として 2 名登録を行いました。引き続き事業を実施します。

9. 移動支援事業（必須事業）

（１）事業の概要

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害児を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。本町では、個別支援型のサービスを提供します。

また、社会福祉協議会で実施する福祉有償運送も条件により利用できます。

（２）実績と見込み

事業名	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
移動支援事業	3	3	2	2	2	3	実人／年
	271	565	408	408	408	565	延利用時間

（３）見込量確保の方策

- ◆本事業の周知を図り、実施事業所の充実に努めます。

10. 地域活動支援センター事業（必須事業）

（１）事業の概要

地域活動支援センター事業は、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターを設置し、障害のある人に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

また、地域活動支援センターでは上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の３種類）に応じて、次のような各種訓練等を実施します。

地域活動支援 センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援 センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 （旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障害者小規模作業所等の移行を想定）
地域活動支援 センターⅢ型	小規模作業所などの移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績をおおむね５年以上有し、安定的な経営が図られていることが移行の要件となります。（心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所等の移行を想定）

（２）実績と見込み

地域活動支援 センター事業	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
Ⅰ 型	1	1	1	1	1	1	箇所
Ⅱ 型	0	0	0	0	0	0	箇所
Ⅲ 型	0	0	0	0	0	0	箇所

(3) 見込量確保の方策

- ◆地域活動支援センターⅠ型については、「長生地域生活支援センター」に相談支援事業等をあわせて委託しています。
- ◆地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型については、圏域にはありませんので見込まないことにしました。

11. その他の地域生活支援事業（任意事業：町が自主的に取り組む事業）

(1) 事業の概要

任意事業は、その地域の資源や特性などの実情により、町が自主的な判断により実施することができる事業で、障害福祉サービス、地域生活支援事業の必須事業と組み合わせて実施することにより、効果的なサービス提供が可能な事業です。

訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者及び、身体障害者更生援護施設に入所している障害者で、利用者負担額の生じない障害者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ります。
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害のある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害のある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

(2) 実績と見込み

任意事業	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問入浴 サービス事業	2	2	1	1	1	2	人数
更生訓練費給付 事業	0	0	0	0	0	1	人数
知的障害者職親 委託制度	1	1	1	1	1	1	人数
日中一時支援 事業	4	4	3	3	3	4	人数
自動車運転免許 取得・改造助成 事業	0	1	1	0	0	1	人数

(3) 見込量確保の方策

- ◆任意事業については、引き続きその事業水準を保てるように事業を実施します。
- ◆日中一時支援事業については、新規事業所の参入を働きかけていくなど、身近な地域で支援を受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。
- ◆今まで実施していない事業についても、必要に応じて近隣市町村と連携し、サービス事業所及び県など関係機関と協議の上、事業実施に向けて検討します。

第5節 成果目標

第5期障害福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	現状値	目標値
平成28年度末時点の入所者数	8	
平成32年度末時点の入所者数		7
地域生活移行者数		1
地域生活への移行割合		12.5%
施設入所者の削減数		1
施設入所者の削減割合		12.5%

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	現状値	目標値
平成32年度末まで、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		1

3. 地域生活支援拠点等の整備

区分	現状値	目標値
平成32年度末まで、地域生活支援拠点の整備数		1

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

区分	現状値	目標値
平成 28 年度一般就労移行者数	1	
平成 32 年度一般就労移行者数		2
一般就労移行の増加割合		100%

(2) 就労移行支援事業

区分	現状値	目標値
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	10	
平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者数		12
就労移行支援事業利用者の増加割合		20%
平成 32 年度末時点の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合		50%

(3) 就労定着支援事業

区分	現状値	目標値
就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率 平成 31 年度末		80%
就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率 平成 32 年度末		90%

＊《国の考え方》

- ・一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍
- ・就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の 2 割増
- ・移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上
- ・就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上【新設】

第3章 第1期障害児福祉計画

第1節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針

障害児福祉計画は、次の6つの基本方針に基づいて推進します。

1. 身近な場所で提供する体制整備

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

2. 地域支援体制の構築

- (1) 障害児通所支援等について、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- (2) 児童発達支援センターについては、圏域において、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。
- (3) 障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。

3. 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

(1) 障害児通所支援の体制整備にあたっては、認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策と連携し、また、障害児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との連携を図ります。庁内においても福祉課、健康保険課、教育課との連携体制を確保します。

(2) 障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても福祉課、健康保険課、教育課との連携を推進します。

4. 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

5. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(1) 医療的ケア児について、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。

また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するものとします。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。

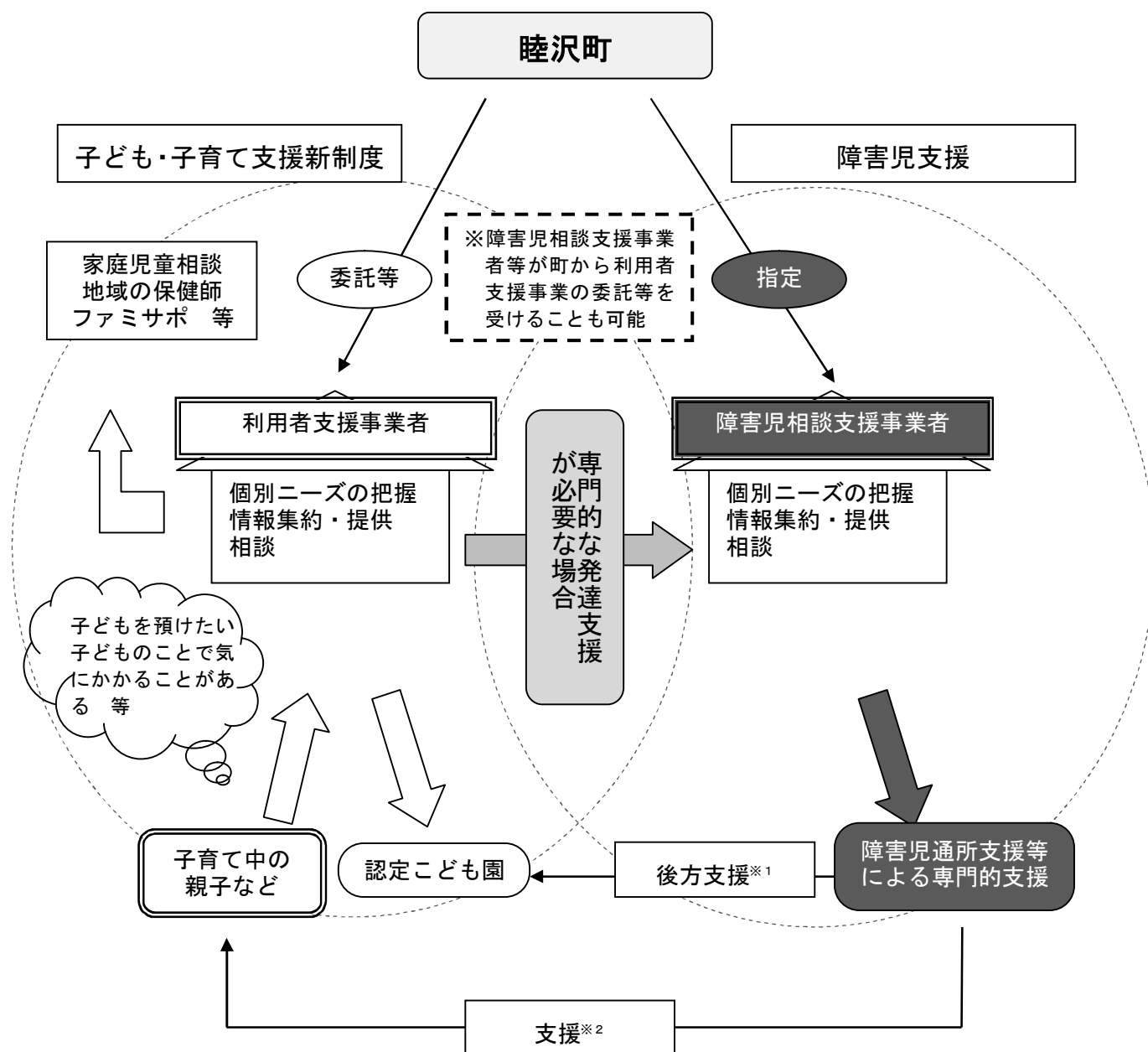
- (2) 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図ります。
- (3) 強度行動障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- (4) 虐待を受けた障害児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

6. 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度※」との連携

障害児相談支援は、障害の疑いの段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者の相談支援と同様に、障害児の相談支援についても、平成 27 年に施行された子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

※ 子ども・子育て支援新制度：子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業。

【障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度との連携推進イメージ】



※1：保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。

※2：障害児等療育支援事業（自宅訪問による療育指導）の活用。

第2節 障害児支援サービスの利用状況と見込量

1. 事業の概要

平成24年度から児童福祉法の改正により障害児の支援体制が改められ、「障害児通所支援」として規定され、市町村が実施主体となりました。（障害児の入所支援については引き続き都道府県が実施）

また、障害児の相談支援についても、新たに市町村が指定する「指定障害児相談支援事業所」が、障害児支援利用計画（障害者の計画相談支援に基づくサービス等利用計画に相当）を作成することになります。

サービス項目	サービス内容
障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
児童発達支援	身体・知的・精神（発達障害を含む。）の障害児及び難病を持つ児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児に対し、国が指定する医療機関に通所し、上記児童発達支援の内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に行い、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障害児に対して、保育所等を訪問することにより集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

2. 実績と見込み

日中活動系 サービス	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
短期入所 （福祉型） 【障害児のみ】	21	9	6	10	20	20	延入日／月
	1	1	1	1	2	2	実人／月
短期入所 （医療型） 【障害児のみ】	0	0	0	0	0	0	延入日／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月

障害児支援	実績（平成 29 年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
障害児相談支援	1	2	2	2	3	3	実人／月
児童発達支援	1	0	0	0	0	1	延入日／月
	2	0	0	0	0	1	実人／月
医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	延入日／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
放課後等 デイサービス	40	51	81	81	91	91	延入日／月
	3	5	8	8	9	9	実人／月
保育所等 訪問支援	0	0	0	0	0	1	延入日／月
	0	0	0	0	0	1	実人／月
居宅訪問型児童 発達支援				0	0	1	延入日／月
				0	0	1	実人／月

3. 見込量確保の方策

- ◆地域の児童発達支援センター等との連携を図り、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。また、周辺事業所の新規参入も働きかけます。
- ◆障害児の支援については、町の関係各課及び関係機関との連携を密にし、子ども・子育て支援事業計画との連携を図り、きめ細かな支援ができるよう推進していきます。
- ◆療育支援コーディネーターを活用し、障害児支援の充実に努めます。

第3節 成果目標

第1期障害児福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、平成32年度末までに、圏域での児童発達支援センターの設置に向けた検討を進めます。

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた検討を進めます。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、圏域での設置を前提に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けた検討を進めます。

3. 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

区分	現状値	目標値
平成 32 年度末まで、児童発達支援センターの設置数		1
平成 32 年度末まで、保育所等訪問支援の体制の構築		1
平成 32 年度末まで、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数		1
平成 32 年度末まで、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		1
平成 30 年度末まで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数		1

第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の整備

長生郡市総合支援協議会を中心として、圏域市町村、サービス提供事業所、関係機関等と連携し、協働して計画を推進する体制の整備に努めます。

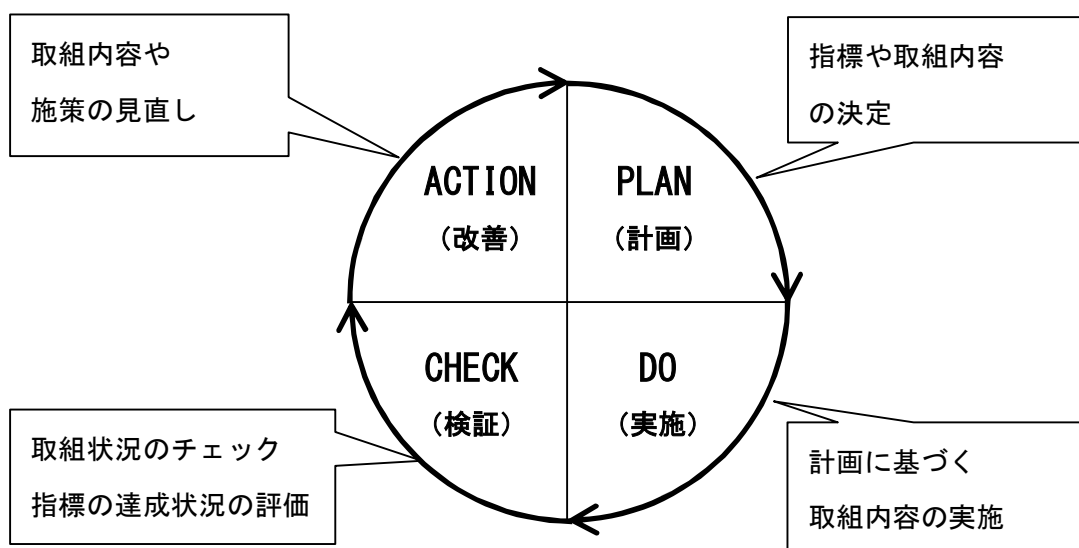
2. 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

サービス内容や利用の手続き等の情報を、町の広報紙やホームページ等を通じて情報提供を図るとともに、より一層障害者施策の普及啓発に努めます。

3. 計画の評価・管理

年度ごとに本計画の達成状況を、PDCAサイクルの手法により点検・把握し、評価を行うとともに、その結果については睦沢町障害者計画推進協議会に報告し、意見等を求め、計画の推進に活かしていきます。

また、町の他の計画等に変更があった場合は、適宜見直しを行います。



※PDCA：P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（検証）、A c t i o n（改善）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

資料

用語解説

用 語	説 明
あ 行	
アセスメント	一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知り、それが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援や治療を行うサービス。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
一般就労	障害者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協働	住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、対等な立場で努力し共に取り組むこと。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
ケアマネジメント	障害者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
公共職業安定所	「ハローワーク」参照。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

用 語	説 明
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障害者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
合理的配慮	障害者から、社会の中にある障壁を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で障壁の除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障害者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉サービス。
肢体不自由	身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
自閉症	発達障害の一つで、①対人関係の障害、②コミュニケーションの障害、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴をもつ。現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合がある。（知的障害を伴わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。）
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供する障害福祉サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。
就労継続支援（Ａ・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用型（Ａ型）と非雇用型（Ｂ型）がある。

用 語	説 明
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障害者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児入所施設	入所した障害児に対し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉型と医療型がある。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者週間	「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者総合支援法	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害者の権利に関する条約	すべての障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。

用 語	説 明
障害者優先調達推進法	障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。
障害福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の２種類がある。
自立支援医療	障害に係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則１割とする公費負担医療制度。
自立生活援助	一人暮らしを希望する障害者等について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障害福祉サービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、１級から６級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって１級から３級までに区分される。
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された専門職。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援を行う。精神科ソーシャルワーカー（ＰＳＷ）とも呼ばれる。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障害者や精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

用 語	説 明
た 行	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障害者の自立した地域生活を支援する場。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域生活支援事業	障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5 つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成 19 年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

用 語	説 明
任意事業	地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。訪問入浴サービス、レクリエーション活動等支援、成年後見制度普及啓発等。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
は 行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。
バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
福祉ホーム	住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設。当該施設の運営は、地域生活支援事業の任意事業として実施される。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブともいう。児童福祉法等に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障害者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
補装具	身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障害者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
や 行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

用 語	説 明
ら 行	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。
理解促進研修・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。
リハビリテーション	自己・疾病等により障害を受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。

睦沢町障害者計画 (平成 30 年度～平成 35 年度)

第 5 期障害福祉計画 (平成 30 年度～平成 32 年度)

第 1 期障害児福祉計画 (平成 30 年度～平成 32 年度)

平成 30 年 3 月

発 行：睦沢町

編 集：睦沢町 福祉課

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

TEL：0475 (44) 2504

FAX：0475 (44) 2527

ホームページ <http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>